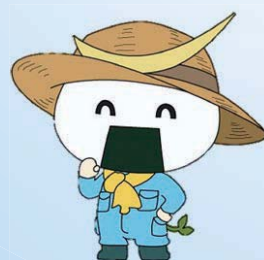


「地域計画」策定サポートブック



©宮城県・旭プロダクション

宮城県農政部農業振興課

目次

はじめに	2
1. 地域の話合い（ワークショップ）の進め方	3
(1) 地域の話合いの方法	3
(2) ワークショップの事前準備 ～事務局の準備～	4
(3) ワークショップ手順	5
(4) 実際に話合いを進めてみよう	6
(5) ファシリテーターの役割	8
(6) 意見のまとめ方	9
(7) 話合い結果のまとめと公表	10
2. 地域の話合い（ワークショップ）の場設定～宮城県の事例から～	11
(1) 話合いを効率的に進めるために原案作成からスタートする	11
(2) 原案作成のルールを決める	12
(3) 原案作成のケーススタディ	13
3. 令和4年度将来ビジョン地区の事例検討（4地区のまとめ）	16
(1) 4地区の地域計画ワークショップの流れ	16
(2) 各地区のワークショップ構成	17
(3) 事例1－菅生地区（村田町）	17
(4) 事例2－志賀地区（岩沼市）	21
(5) 事例3－津久毛地区岩崎集落（栗原市）	26
(6) 事例4－中田地区（登米市）	31
4. 地域計画関連	39
(1) 地域計画に関連する補助事業	39
(2) 地域計画策定に向けた地域の話合いの際、活用できるリーフレット	40
(3) 地域計画（目標地図）関係図書	41
5. Q&A	42

はじめに

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行により「人・農地プラン」が法定化され、令和7年3月までに市町村は「地域計画」を策定することになりました。

「地域計画」は、実質化された人・農地プランをもとに、将来、概ね10年後の地域農業の将来の在り方等について、地域で話し合いを行い、策定するものです。加えて、農用地の効率的な利用を進めるために、概ね10年後の農地利用の姿を示す「目標地図」を策定することにより、計画がより現実的なものとなります。

「地域計画」のポイントは、「地域の話合い」と「目標地図」です。

今後は、この計画が地域農業の羅針盤となります。計画の実現へ向けて、地域の実情に合わせた見直しを繰り返しながら進めていくこととなります。

宮城県においては、宮城県農地集積推進本部・地方推進本部を主体に「地域計画」を推進しております。

令和4年度には、4つのモデル地区を「将来ビジョン地区」として設定し、市町村等関係機関とともに、地域計画策定に向けての地域の話合いを実施してきました。

それらの結果を踏まえ、本サポートブックでは、話し合いの進め方のポイントや事例を紹介しています。令和5年度から県内33市町村の取組がスタートしますので、参考資料として活用していただければと考えております。

地域の実情にあった話し合いを実施し、地域農業の維持・発展につなげていくよう関係機関が「ワンチーム」となって進めていきましょう。

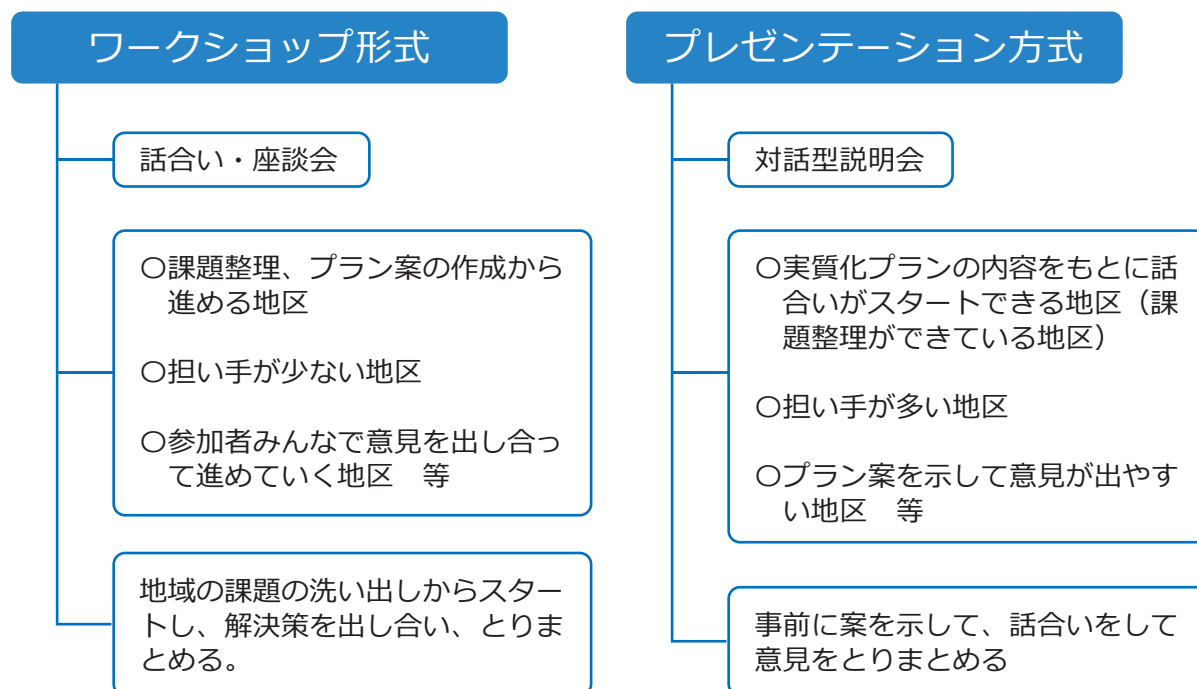
令和5年8月

宮城県農政部農業振興課

1. 地域の話合い（ワークショップ）の進め方

（1）地域の話合いの方法

地域に合った話合いの方法を検討しましょう！



(2) ワークショップの事前準備 ～事務局の準備～

	準備する事項	準備物や役割分担
事務局の準備	<p>1. 話合いの準備</p> <p>(1) 大テーマ設定（ワークショップ1回分のテーマ） 例)「地域農業の現状及び課題」</p> <p>(2) 中テーマ設定（目安30分で話し合うテーマ） 例) ①農地（集積・集約化）に関する現状と課題 ②地域で生産する作物・品目に関する現状と課題 ③担い手の確保に関する現状と課題</p> <p>(3) 模造紙やホワイトボードなどに大・中テーマを記入し、ブレインストーミングの内容を記録する準備を行う</p> <p>2. 現状地図の準備（実質化で作成した地図や農業委員会、土地改良区が作成した地図などを活用） ※実質化以降、地図を更新していない場合は、事前調査で最新版に更新しておくが良い。</p> <p>3. ワークショップの進行表（タイムテーブル） ※時間の目安を決めて進行管理すると良い。</p> <p>4. 資料</p> <p>①ワークショップの目的や話合いのテーマを記載した資料</p> <p>②地域計画の内容が分かる資料</p> <p>③参加者名簿</p> <p>5. 関係機関役割分担表</p> <p>6. 参考情報の収集（話合いに必要な情報の収集）</p>	<p>〈準備物〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・模造紙 ・付箋（大きめサイズ、複数色） ・付箋書き込み用マジックペン ・模造紙を貼る黒板、ホワイトボードなど ・マジックペン又は蛍光のペン <p>〈現状地図〉</p> <p>グループで見える場合は、A1サイズ以上の地図をホワイトボードに貼ったり、モニターに映すなどすると良い。配布する際は、できれば、カラー印刷で。</p> <p>〈役割分担〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司会進行 ・ファシリテーター（司会進行と同じ可） ・記録係（貼り付けた付箋の整理） ・情報提供係（話合いの参考になる情報を提供）

(3) ワークショップ手順

	進め方及び必要事項	うまく進めるポイント
ワークショップの進行	<ol style="list-style-type: none"> その日のワークショップの目的を伝える 例：課題抽出のみか、解決策を出すのか、解決策を決めるのか等 ↓ 話合いの参加者、関係機関、傍聴者の紹介（傍聴者多数の場合は紹介を省略） ↓ タイムテーブル及びルールの説明 例) 各テーマ 30分で現状と課題について意見を出し、まとめてください。 ・付箋記入（3分） ・個人発表（1人2分）×6名（12分） ・質疑応答（1人2分）×6名（12分） 質問は1人から1人のみ 等 ・意見のまとめ（3分） ↓ 感想報告「ワークショップを終えて」 例) 参加者は、全員から一人一言、関係機関、傍聴者は数名から一人一言等。 	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップの時間 1時間30分から長くても2時間程度。 参加者多数の場合は、グループごとに自己紹介 ファシリテーターが時間を伝える テーマごとに付箋の色を指定する 手本となる発表の仕方を事前に伝える 相手を否定するような意見や質問はしないようルールを伝える <p>★ムリ! ムダ! アマイ! を言わない</p> <p>話が広がりすぎるとまとまりがつかなくなるので、話合いのルールや時間を伝えておく。</p>
ワークショップ終了後のフォロー	<ol style="list-style-type: none"> 話合いの結果を共有 議事録や話合った内容を記した模造紙の写真などで共有する 関係機関のミーティング（参加者を除く） <ul style="list-style-type: none"> ワークショップの総括 次回ワークショップのテーマを整理 情報提供すべき内容の検討と役割分担 次回ワークショップの招集範囲検討 Q&A（質問・回答）の整理 	<p>ワークショップ終了後、関係機関で振り返りを行い、方向性をまとめることが大切。集まる時間が取れない場合は短時間のWEB会議でも。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村単位でQ&A一覧（必ずしも公開しない）を作成しておく、担当者が変更した場合や、ワークショップ中の質疑応答に対応しやすくなる。

(4) 実際に話し合いを進めてみよう

- 方法：①原案づくりメンバーを選定する。
 ②ワークショップを2回開催し、話し合いによる原案づくりを行う。
 ③3回目のワークショップで多くの参加者に案を示しながら意見を求める。

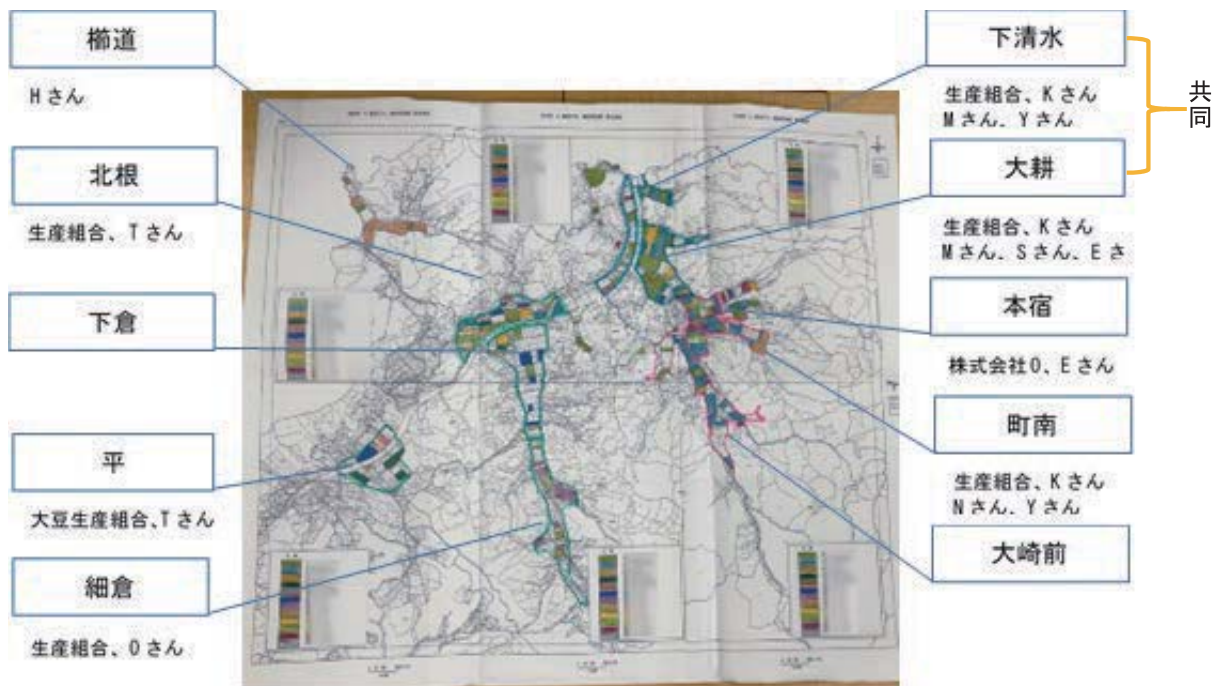
ワークショップ1回目「地域計画(案)の検討・作成」

1 回 目		
大テーマ 「地域農業の現状及び課題」 中テーマ ①「農地(集積・集約化)に関する現状と課題」 ②「地域で生産する作付作物・品目に関する現状と課題」 ③「担い手の確保に関する現状と課題」 ● 参加者 ▲ ファシリテーター ■ 記録係	座席の配置例 	参加者 3～6名程度

1回目のポイント【地図】

- ・農地に関する現状を把握するために、普段から担い手が呼んでいる地区・エリアの名称で現状地図を分けるとよい。
- ・分けの境界線は、農作業の動線や水源と水路が同じ農地等で囲っていくとよい。
- ・分けした後は、現在拠点を置いている担い手、現在耕作する担い手の情報を書き込むと、集約化のヒントとなり話し合いがしやすくなる。

※写真は、村田町菅生地区の現状地図



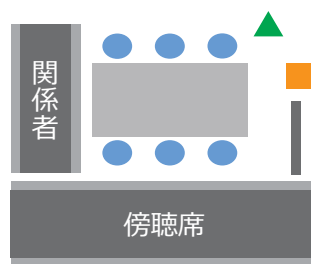
2 回 目

大テーマ 「地域における農業の将来の在り方」
中テーマ

- ①農地（集積・集約化）に関する現状と課題の解決策
- ②地域で生産する作付作物・品目に関する現状と課題の解決策
- ③担い手の確保に関する現状と課題の解決策

● 参加者 ▲ ファシリテーター ■ 記録係

座席の配置例



参加者
3～6名程度

2回目のポイント

- ・市町村が選定する少人数の担い手で地域全体の話し合いの土台となる原案を作成する。
→ワークショップ1回目と同じメンバー
- ・1回目よりも、傍聴人数を増やすことで、ワークショップ3回目の地域の参加者を多数呼び込むきっかけとなる。
- ・協議の場の公表「参考様式第5-1号」、地域計画「参考様式第5-2号」（農業経営基盤強化促進法の基本要綱）に書き込むことを意識しながら話し合いを進める。
- ・地図に担い手や地権者の意向を反映させる。

地域計画原案の完成

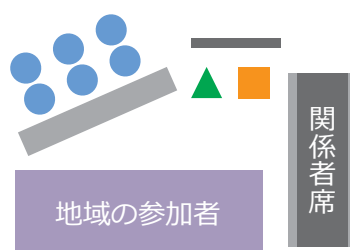
3 回 目

大テーマ 「地域計画原案の検討」
中テーマ

- ①地域計画原案の説明
- ②地域計画原案に対する質疑応答
- ③地域計画原案のアンケート

● 参加者 ▲ ファシリテーター ■ 記録係

地域計画の話し合い



参加者多数

3回目のポイント

- ・地域計画原案をもとに担い手、地権者、農業委員会など地域の参加者が多数参加し、「地域計画原案の検討」を行う。
- ・地域の参加者が多い場合は、質疑応答ではなく、5～6名程度のグループに分けて話し合い、「地域計画原案」の賛成反対や要望などをとりまとめる。
- ・ワークショップの最後に地域計画原案の賛成可否を問うアンケートの記入を行う。

協議の場の取りまとめ結果の公表（市町村ホームページ等）

(5) ファシリテーターの役割

ファシリテーターとは、会議やワークショップなどの集団活動がスムーズに進むように支援する行為（ファシリテーション）を、専門的に担当する役割です。

〈司会進行役と何が違うの？〉

司会進行役は段取りや次第通りに進める役割であり、ファシリテーターは、それらに加えて、会議やワークショップなどの参加者の**意見を引き出し、結論に導く役割**です。

〈ファシリテーターに必要なスキル1 意見を引き出すスキル〉

参加者の意見が抽象的もしくは曖昧なときには、**発言の意図を汲み取ったり**要約したりしてどの参加者の意見も平等に捉えられるように補助するスキルが必要です。

例えば、こんなやりとりが・・・

参加者 A さん「頼まれたらそのまま受けるしかない。農地が点在しているので、増えるだけ効率が悪い。」

ファシリテーター「Aさんの仰っている点は、農地の集積方法に課題があるということですね。つまり、地権者一人に対して、担い手は一人なので、地権者の所有農地が点在していれば、Aさんの耕作地は散在してしまい、結果、効率が悪くなるということですね。」

〈ファシリテーターに必要なスキル2 結論に導くスキル〉

同じような意見は、一つにまとめて、なるべく意見を少なくする。例えば、6人の話合いの場合は、意見を3つ程度に集約すると良いです。集約された意見が対立する場合は、対立している点は何なのかを見極めてください。

例えば、こんなやりとりが・・・

参加者 B さん「条件の悪い農地は、担い手の判断で断るべきだと思う。」

参加者 C さん「地域農業を維持していくためには、条件の悪い農地も含めて担い手が引き受け、農地を守ってやらなければならないと思う。」

Bさんの意見とCさんの意見は対立関係にあります。おそらく、ファシリテーターは、どちらかの意見に賛成する考えを持っていますが、ファシリテーターは対立する片方の意見を推してはいけません。対立関係にない他の意見と関連させて、選択肢を提供していきます。

ファシリテーター「米価下落、資材高騰で米生産による所得が減少しているということは、皆さん共通の課題認識でしたが、これにより経営が厳しい経営体は、Cさんの意見を実現することは難しいのかもしれませんが、つまり、Cさんの意見は「担い手側の経営状況に関わらず」ということでしょうか？」

参加者 C さん「経営状況によっては、条件の悪い農地を断ってもよいと思う。」

CさんがBさんに譲歩することになりましたが、Bさんに軍配を上げるような発言はせず、BさんとCさんを共存を可能にすることが大切です。

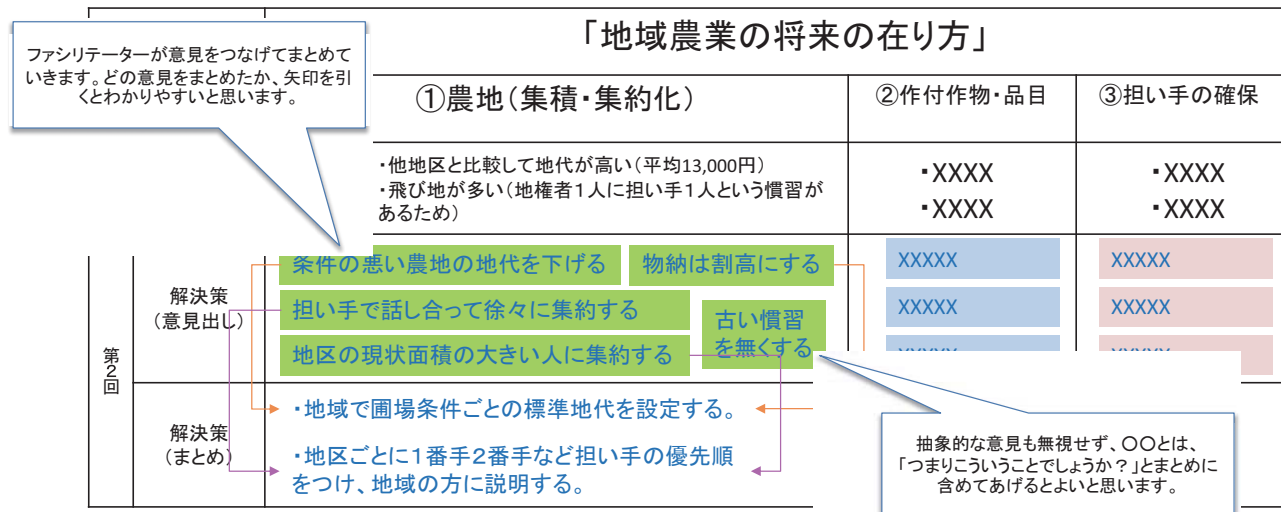
ファシリテーター「BさんとCさんの意見が出ましたが、経営体ごとにそれぞれの状況に応じていずれかを選択して良いと思います。その代わりに、経営体ごとに経営方針として、あらかじめ地域内で明示しておきましょう。」

(6) 意見のまとめ方 (各回の結果をとりまとめ、関係者で共有する)

例) ワークショップ2回目

大テーマ「地域農業の将来の在り方」

中テーマ「農地(集積・集約化)に関する現状と課題の解決策」



ポイント

- ・前回のテーマ(例: 地域農業の現状と課題)を貼付しておく、次の会に振り返りを容易に行うことができます。
- ・各回の内容をまとめ、共有しておく、1回目と2回目の話し合いの内容が重複せず(1回目の話し合いの内容に戻ったりせず)2回目のテーマに集中することができます。
- ・解決策を話し合う際は、“意見出し”から始めて、ファシリテーターが参加者の意見をとりまとめて終了するようにします。

(7) 話し合い結果のまとめと公表

農業経営基盤強化促進法の基本要綱参考様式第5-1にまとめ、関係者だけでなく地域住民にもアクセスしやすい方法で公表します。

参考様式第5-1号

〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

〇〇〇市町村長

市町村名 (市町村コード)	〇〇市 (12345)
地域名 (地域内農業集落名)	〇〇地区 (A集落、B集落、C集落……)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (第〇〇回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢〇歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。
【地域の基礎的データ】
農業者:〇〇人(うち50歳以下〇人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)〇経営体、従業員等〇人
主な作物:水稲、大豆、トマト

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である〇〇について有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	〇〇 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	〇〇 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を〇年度までに実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内で農作業の効率化を図るため〇〇作業は〇〇事業体へ委託するとともに、それ以外の〇〇・〇〇・〇〇の作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、〇〇事業体に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
②地域特産物の〇〇を対象に有機農業への切り替えを段階的に進めるため、〇〇地区において管理協定の締結を進める。
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。

2. 地域の話合い(ワークショップ)の場設定～宮城県の事例から～

地域計画策定にあたっては、時間をかけて丁寧な議論を重ねて「幅広い参加者」によって合意形成を図る必要がありますが、地域計画策定は、令和7年3月と期限が示されていることから、効率的に進めていくことも大切です。例えば、「幅広い参加者」による議論の開始する前に、たたき台となる地域計画の原案を作成するとワークショップの回数を少なくしてまとめることができます。

地域計画策定にあたり、「幅広い参加者」を確保しようとするあまり、その話合いに参加する経営体の選定に苦慮し、その結果、参加者選定が進まず、話合いになかなか着手できない場合や、あるいは、選定された参加者の数が多過ぎるために効率的な話合いができず、「幅広い参加者」による実質的な議論になかなか移行できない場合もあります。

(1) 話合いを効率的に進めるために原案作成からスタートする

たたき台となる原案を準備し、「幅広い参加者」による議論を効率的に展開していくためには、一定の限られた参加者を選定し、参加者の議論を通じて、原案を準備することが望ましいと考えられます。そして、この原案策定を実現するためには、参加者の選定基準、選定手続、原案の位置付け、参加者の役割、原案作成手続などに関する取り決め(例えば実務要領)を作成するとスムーズに進みます。

このような原案作成は、「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の様式における「取組項目」の「①協議の場の設置に係る調整」の初期段階に位置付けます。

地域計画の策定に向けた工程表

都道府県	市町村名	市町村コード	整理番号	地域名	地域内農業集落名	取組項目	2022年度(令和4年度)		2023年度(令和5年度)		2024年度(令和6年度)					
							11月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
〇〇県	〇〇市		1	〇〇地区	〇〇	① 協議の場の設置に係る調整										
						② 出し手・受け手の意向把握										
						③ 協議の実施、取りまとめ										
						④ 目標地図の素案作成										
						⑤ 地域計画案の取りまとめ・策定										
						⑥ 地域計画案の取りまとめ・策定										
〇〇県	〇〇市		2	〇〇地区	〇〇・〇〇	① 協議の場の設置に係る調整										
						② 出し手・受け手の意向把握										
						③ 協議の実施、取りまとめ										
						④ 目標地図の素案作成										
						⑤ 地域計画案の取りまとめ・策定										
						⑥ 地域計画案の取りまとめ・策定										
〇〇県	〇〇市		2	〇〇地区	〇〇・〇〇・〇〇	① 協議の場の設置に係る調整										
						② 出し手・受け手の意向把握										
						③ 協議の実施、取りまとめ										
						④ 目標地図の素案作成										
						⑤ 地域計画案の取りまとめ・策定										
						⑥ 地域計画案の取りまとめ・策定										

- ※ 地域計画策定までの取組項目
- ① 協議の場の設置に係る調整
 - ② 出し手・受け手の意向把握
 - ③ 協議の実施、取りまとめ
 - ④ 目標地図の素案作成
 - ⑤ 地域計画案の取りまとめ・策定

計画	
実績	

参照：人・農地プランから地域計画へ：農林水産省
[\[→工程表の様式\]](#)

(2) 原案作成のルールを決める (原案作成のルール・参加者の選定)

誰を参集して良いか困った時はルールを決めると良い!

1) 参加者選定基準を設ける

〈原案作成メンバーになぜあの人が選ばれたのか…でトラブルを避けるために〉

一定の基準に該当する参加者（候補者）を抽出するための基準及び合計人数を設ける。

(例)：次の①又は②のいずれかに該当する者を参加者候補者として抽出する。

①「定性的基準」の全てに該当し、且つ、「定量的基準」のいずれかに該当する者

②「その他基準」に該当する者

【定性的基準（属性要件）】

- ・ 認定農業者
- ・ 主要農畜産物（●●、▲▲）の生産者

【定量的基準（事業規模要件）】

- ・ 耕作面積 上位●社
- ・ 年間売上 上位●社
- ・ 所属人数 上位●社
- ・ 事業継続年数●年以上 上位●社
- ・ 年齢●歳以下の農業経営者

【その他基準】

- ・ ●●協議会が指名する者●名

2) 参加者選定手続き

- ① 一定期限までに選定基準に基づいて事業者（参加者候補者）を機械的に抽出
- ② 一定期限までに該当者を招集
- ③ 一定期限までに事業概要の説明会を開催
原案作成の意義・位置づけを該当者に説明し、作成作業への参加を打診
- ④ 候補者の承諾を経て、参加者を確定。必要人数に達しない場合は、該当基準に照らして次の候補者に個別に説明及び打診
- ⑤ 原案作成担当者及び原案作成スケジュールと原案作成後の協議の在り方の公表

3) 原案の位置付け

あくまでも議論の本番は、「幅広い参加者」による議論であり、原案はあくまでも「幅広い参加者」による議論を実りあるものにするための資料となるもので、「幅広い参加者」による議論の結果、最終的な地域計画が原案と大きく異なるものとなる可能性があります。

このような原案の機能や可変性を明確にすることを通じて、原案検討会議の参加者の役割を明確化できるとともに、会議に参加しない関係者の理解（原案作成に参加していないことは地域計画策定の議論から排除されたことを意味しないという理解や、本番の議論において発言は可能であり原案に縛られるものではないという理解）の醸成を期待できるものと考えられます。

4) 参加者の責務 ～原案作成上の主要な要素の抽出と検討～

- ① 地域農業の課題（候補）の抽出、課題（候補）の優先順位の検討
- ② 抽出された課題（候補）に対する対策案（地域における農業の将来の在り方）の検討
- ③ 「農業上の利用が行われる農用地等の区域」の現状把握
 - ・「農用地等の区域」を「生産効率の高い圃場」と「生産効率の低い圃場」に分類
 - ・圃場整備の有無や土壌条件（石の有無・程度、水利の有無・程度、土地の形状等）の観点から生産効率の高低を判断
- ④ 「農業上の利用が行われる農用地等の区域」の集約案の検討
 - ・担い手ごとに農用地等を集約する案の検討
 - ・担い手にとって作業効率の高い集約案の検討（目標地図の原案の検討）
- ⑤ ①～④を踏まえた「農業の将来（10年後）の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項」案の検討
 - ア 農用地の集積、集約化の方針
 - イ 農地中間管理機構の活用方針
 - ウ 基盤整備事業への取組方針
 - エ 多様な経営体の確保・育成の取組方針
 - オ 農作業委託の活用方針 など

※参加者の役割を明確化する観点から、原案作成自体はあくまでも市町村の役割であり、参加者の役割ではないことを説明しておくことが望ましいと考えます。

5) 原案作成手続き

- ① 市町村から参加者への検討用資料の提供
- ② 原案検討会議の実施
 - ※実施回数、頻度を要検討
 - ※参加者以外の関係者による傍聴を自由とするかどうか要検討
- ③ 検討結果の確認
- ④ 市町村による原案の取りまとめと公表

(3) 原案作成のケーススタディ

1) 地区面積が大きく、担い手が多い地区の場合

《地区の分割》

- ・第1回地域計画原案検討会または、ワークショップ1回目
- ・第2回地域計画原案検討会または、ワークショップ2回目
- ・旧村単位の地区で参加者を選定し、地区合同で開催
- ・地域計画の話合い（ワークショップ3回目）は、地区ごとに地域関係者を招集し別々に実施する。

《第1回・第2回地域計画原案検討会議（または、ワークショップ1回目・2回目）の参加者選定基準例》

【定性的基準（属性要件）】

- ・ 認定農業者
- ・ 主要農畜産物（米、大豆、麦、きゅうり、キャベツ）の生産者

【定量的基準（事業規模要件）】

- ・ 作物属性ごとの耕作面積 上位の●事業者
- ・ 年齢60歳以下の農業経営者

【その他基準】

- ・ 現状で認定農業者ではないが、作付面積が大きい経営者の中から1名を選出

《選定結果》

地域計画原案検討会議参加者選定ルールによる参加者選定結果（例）

	A地区	B地区	C地区	D地区
米	2名	2名	2名	2名
大豆・麦	2名	2名	2名	2名
きゅうり、キャベツ	2名	2名	2名	2名
参加者合計	6名	6名	6名	6名

《期待できる効果》

- ・ 1組6名で話し合いがしやすい。
- ・ 耕作面積の上位事業者に限定しているため、話し合いの結果が具体的かつ戦略であり、まとめやすい。
- ・ 60歳以下に限定したため、10年後を視野に検討できる。

2) 農地のことを話合う既存組織があるケース（農地整備事業との連携し、土地改良区の協力を得て実施）

《地域計画原案検討会議の参加者選定基準》

【定性的基準（属性要件）】

- ・ 農地整備事業で位置付けられた担い手（認定農業者かつ中心経営体）
- ・ [農地整備事業推進員](#)

【定量的基準（事業規模要件）】

【その他基準】

- ・ [圃場整備推進協議会が指名する者6名](#)

《期待できる効果》

- ・ 農地整備事業の事務局と受益者が地域計画原案を作成に関わることで、情報を発信するものと受ける側が明確で、[地域内で情報のくい違いがおきにくくなる。](#)

- ・ 農地整備事業の計画と地域計画の内容が対立関係にならず、事業の目的、目指す地域の姿が明確になり、事業への理解が進む。

3) 農業協同組合の担い手部会や転作部会などがあるケース（農業協同組合の協力を得て実施）

《地域計画原案検討会議の参加者選定基準》

【定性的基準（属性要件）】

- ・ 認定農業者
- ・ 農業協同組合の部会役員

【定量的基準（事業規模要件）】

【その他基準】

- ・ 農協担い手部会が指名する者6名（例えば、若手の部会員、部会に所属する法人の従業員等）

《期待できる効果》

- ・ 特定の団体のメンバーを参加者として参集することで、参加者の選定から招集が容易である。
- ・ 参加者の役割を明記し、事前に原案作成の意義・位置づけを該当者に説明することで、特定の団体に関係する者の意向に偏った計画ではなく、地域全体を見渡して検討することができる。

3. 令和4年度将来ビジョン地区の事例検討（4地区のまとめ）

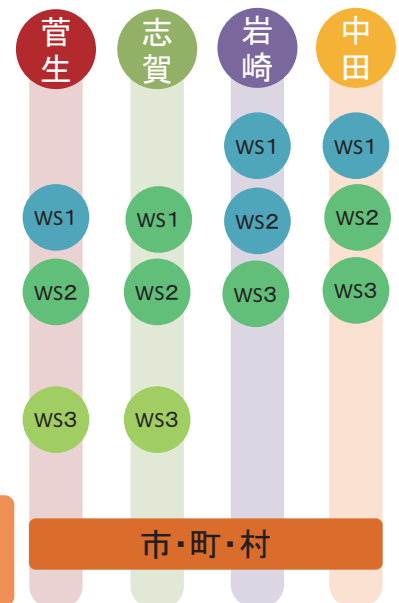
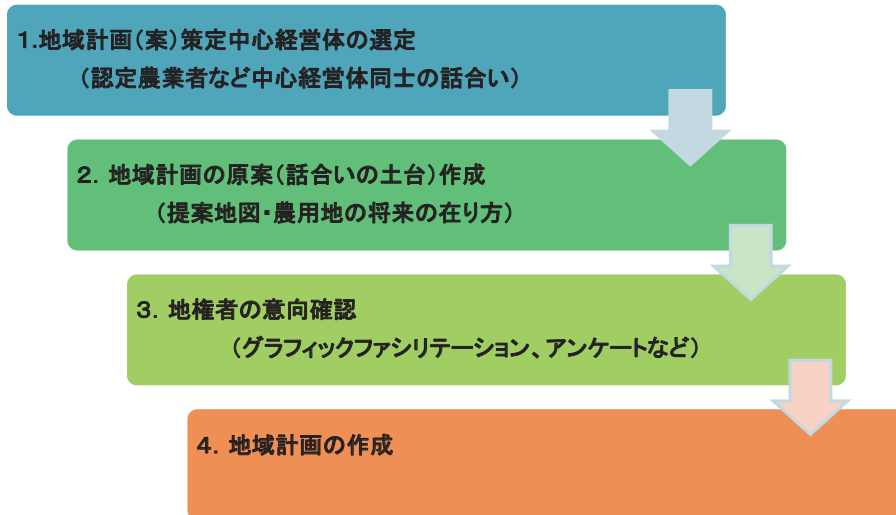
令和4年度、宮城県においては、地方振興事務所（地域事務所）が選定する「地域計画の策定（人・農地プランの法定化）と一体となって農地集積を推進する地区」7地区のうち、4地区を「令和4年度人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業」モデル地区（以下、将来ビジョン地区）に選定し、市町村、農業委員会、関係機関と連携して、地域計画策定に向けた地域の話合いを実施しました。

将来ビジョン地区

村田町	岩沼市	栗原市	登米市
菅生地区	志賀地区	津久毛地区 岩崎集落	中田地区

（1）4地区の地域計画ワークショップの流れ

令和4年度人・農地将来ビジョン確立・実現支援業務のワークショップのゴール設定



※WS(ワークショップ)

(2) 各地区のワークショップ構成

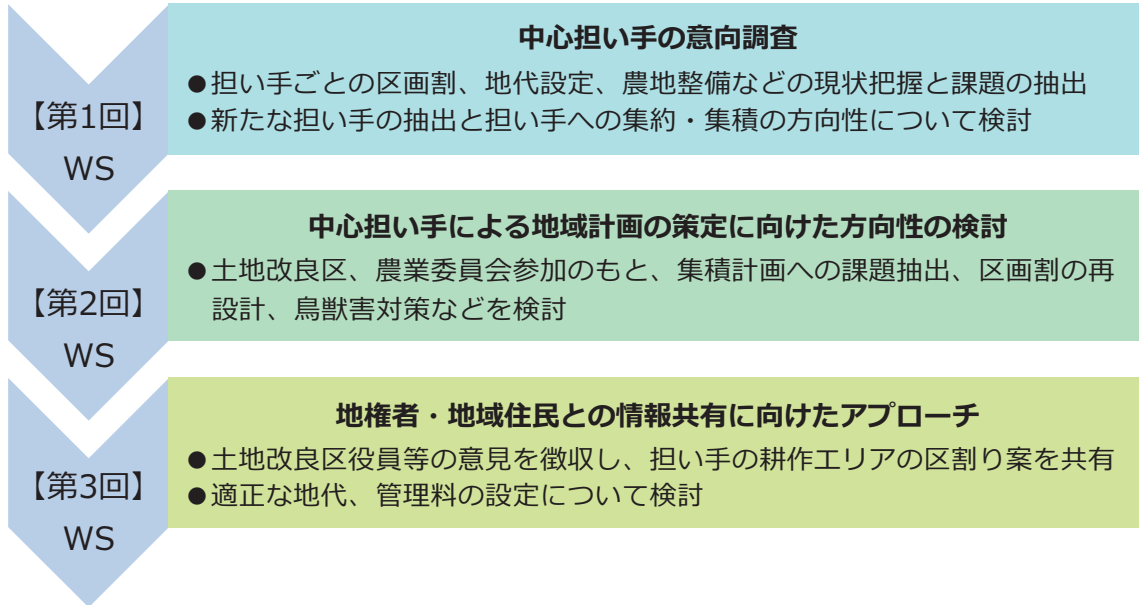


(3) 事例1 – 菅生地区（村田町）

① 菅生地区の概要

	市町村 () は実質化プラン数	地区面積	中心経営体の 農地集積率	中心経営体数
菅生地区	村田町 (4)	245.6ha	36.6%	16 経営体 [法人] 1 [任意組合] 2 [個人] 13
地区の課題	担い手が請け負える量（面積）の限界を感じている。 →担い手の受け入れ意向面積が地区の耕作面積の半分以下			

② 地域計画ワークショップの流れ



③ ワークショップの状況（写真）



④ 第1回ワークショップ

【地区課題】

担い手が請け負える量（面積）の限界を感じている。

→担い手の受け入れ意向面積が地区の耕作面積の半分以下

	中心的経営体（担い手）	現状面積	受入意向面積	将来目標
法人	A	現状面積 90.0ha	受け入れ 意向面積 103.9ha	地区の 耕作面積 245.6ha
任意組合	B			
任意組合	C			
個人	D			

【課題抽出】

担い手が請け負える量（面積）の限界を感じていることの根本的課題の抽出（3つの視点）

1. 営農する側の視点

耕作農地の点在化による負担

地代に管理費・水利費が賦課されているのか曖昧になり、担い手の負担となっている。

高収益作物を生産していないため、投資に対するリターンが見込めない。思い切った投資ができない。

〈対策1〉

担い手同士の話し合いにより、農地の集約化（区分け）を行う。

2. 環境の視点

条件の悪い農地に苦慮している

- ・ポンプで水を引いている。
- ・荒地にイノシシが現れるため、隣接している農地が被害に合う。

〈対策2〉

条件に見合った適正な地代を設定する。

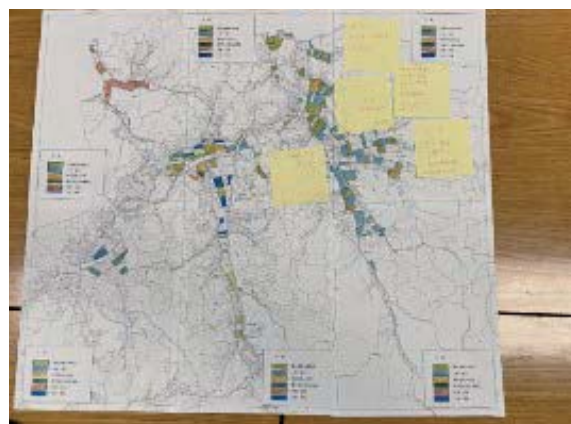
3. 労務提供者の視点

多面的機能支払交付金だけでは、農用地外の作業労賃が得られない。条件の悪い農地に苦慮している

- ・道路沿い法面の草刈りなど

〈対策3〉

耕作をやめるまたは、地代を無償化する。



⑤ 第2回ワークショップ

【対策1】 農地の集約化（区分け）

水を引いている場所、効率的な動線など、担い手の意見を反映して地図のゾーニングを行った。

【対策2】 地代の設定

ポンプで水を引いている農地やイノシシ被害など、条件の悪い農地の地代を再設定に向けた検討。3つの条件で地代設定案を作成した。

	条件 A	条件 B	条件 C
	・大耕、町、北根、下倉エリアなど ・比較的条件がよい農地	・上倉、櫛道エリアなど ・エリアに関わらず、物納米の生産農地を指定する場合	・本宿、栗田エリア ・土壌条件が悪い（石が多い、水を引けないなど）
地代	30kg/10a	30kg/20a	別途相談
管理料		草刈り 1時間あたり ○円 水管理 面積あたり ○円	

【対策3】条件の悪い農地については、耕作をやめるまたは、地代を無償化する等の対策も必要。

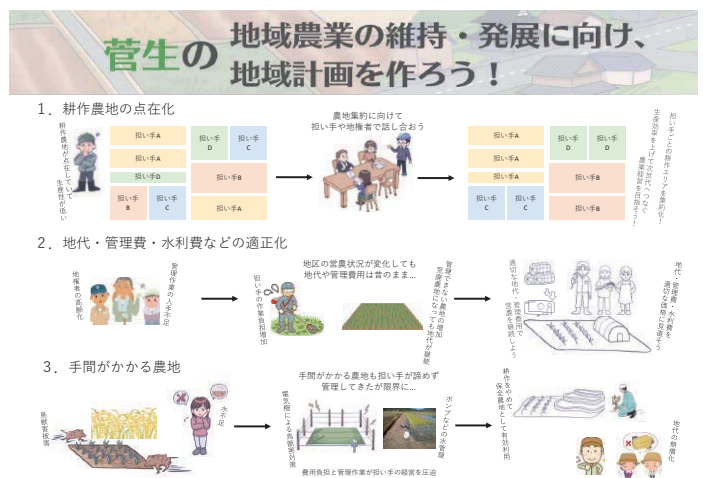
担い手から地権者へ直接伝えるのは難しい側面もあるため、コーディネーター役が代わりに伝えていくのが良いという意見が出された。



【グラフィックビジョンの作成・活用】

ワークショップで出された意見を地域計画の素案としてイラスト等を用いてグラフィックビジョンを作成した。

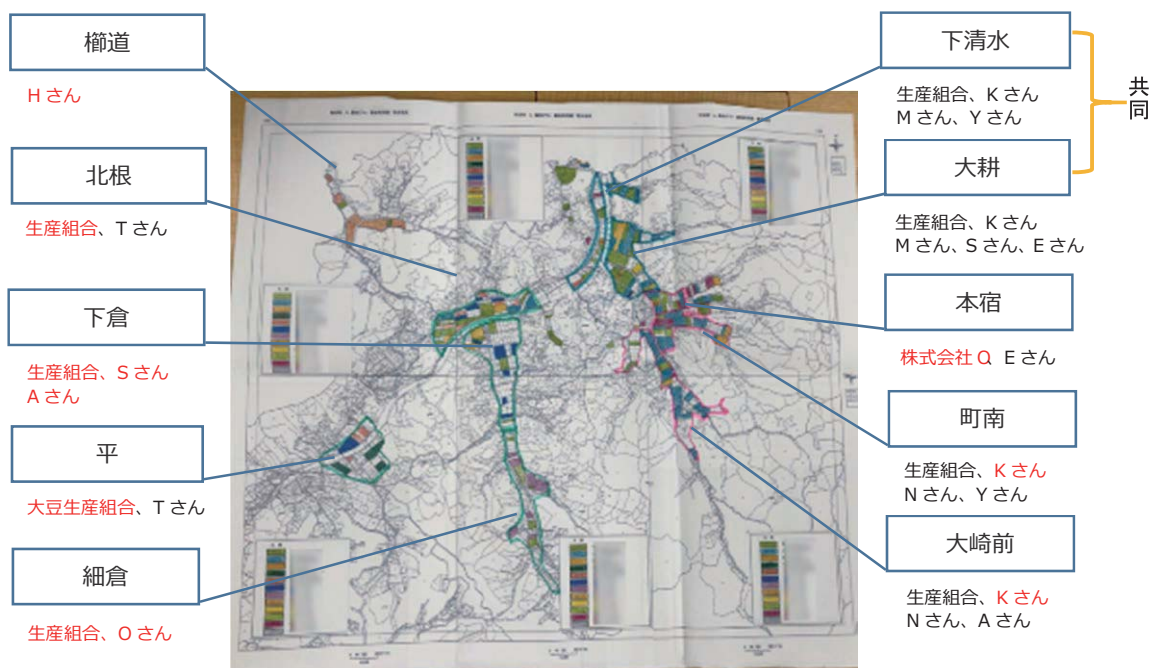
地域住民へ配布したり、地域の人が集まる会議等の資料として活用すると効果的である。



⑥ 第3回ワークショップ

【第2回ワークショップで分けを行った地図エリアの主たる担い手を選定する】

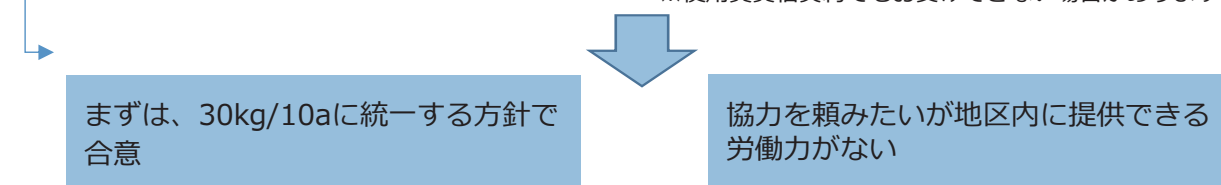
拠点（担い手の居住地） ②営農可能な面積 ③共同エリアの設定（担い手が複数いても良いエリア）」の3つの視点で担い手を選定した。（エリアごとに主となる担い手を赤字で記載。）



【適正な地代・管理料を設定する】

	条件A ・区画が大きい ・平地	条件B ・区画が狭い ・不整形地 ・米の生産農地を指定する場合（例：自分の田んぼの米を納めてほしい。）	条件C ・石が多い ・排水が悪い ・水害の影響を受けやすい ・農道が狭い ・隣接農地との高低差がある ・水源がなく水が引けない ・その他悪条件
主な対象エリア	大耕、町南、北根、下倉	細倉、櫛道等の一部	本宿・栗田等の一部
地代	30kg /10a	30kg/20a	地代なし、別途相談※
管理料	草刈り 1時間 1,200円	草刈り 1時間 1,200円	草刈り 1時間 1,200円

※使用賃貸借契約でもお受けできない場合があります。



将来的には条件に応じた地代

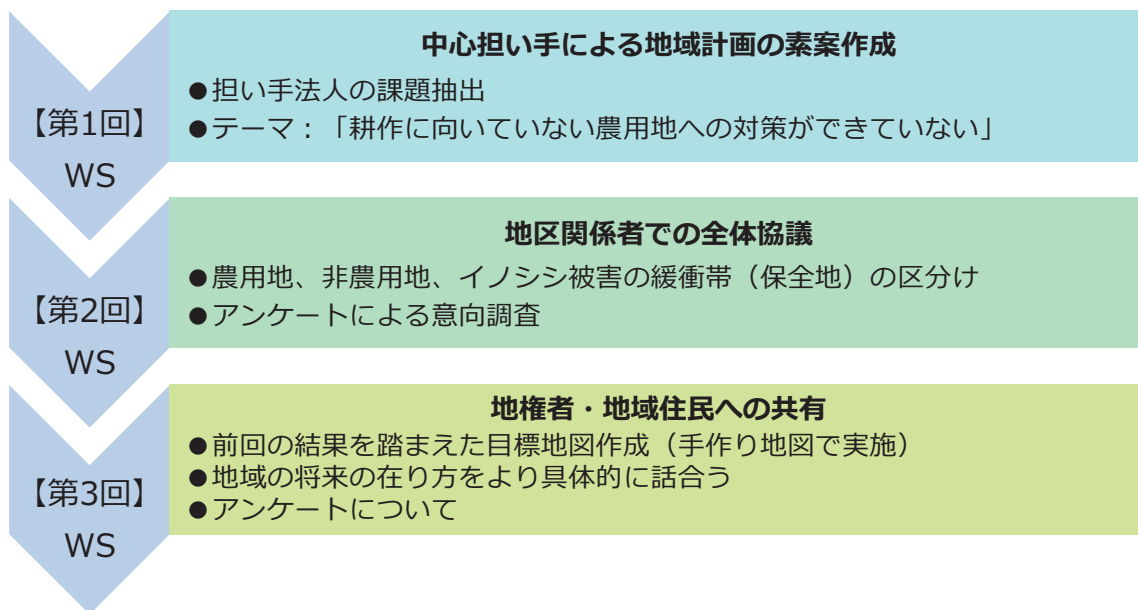
後継者などの人材確保
兼業農家等の協力

(4) 事例2 – 志賀地区（岩沼市）

① 地区の概要

	市町村 () は実質化プラン数	地区面積	中心経営体の 農地集積率	中心経営体数
志賀地区	岩沼市 (20)	57.3ha	50.3%	16 経営体 [法人] 1 [任意組合] 0 [個人] 5
地区の課題	耕作に向いていない農用地への対策ができていない →保全農地や地域利用など将来ビジョンの設定と地権者との合意形成が必要			

② 地域計画ワークショップの流れ



③ ワークショップの状況（写真）



④ 第1回ワークショップ

【地区課題】

耕作に向いていない農用地への対策ができていない

→ 保全農地や地域利用など将来ビジョンの設計と地権者との合意形成が必要

耕作に向いている農用地

集約化完了

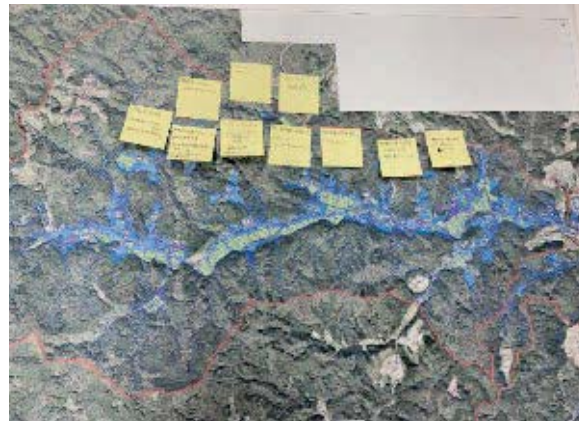
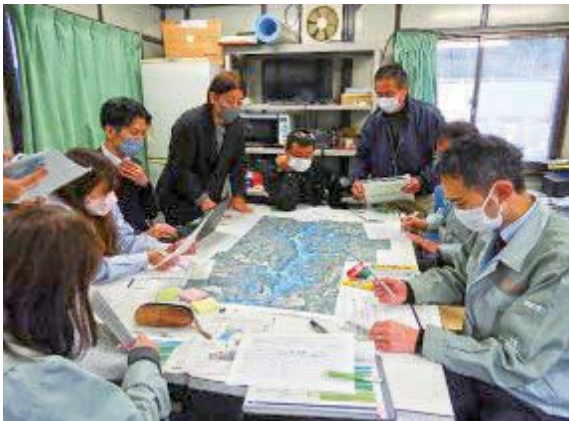
耕作に向いていない農用地

保全地へ？

【課題の抽出】

耕作に向いていない農用地への対策ができていないことの根本的課題の抽出
(3つの視点)

1. 農用地保全管理の視点	2. 地権者の視点	3. 担い手の視点
<p>イノシシが現れる荒地の隣接地などは保全すべきであるが、収入が立たないところに労力をかけられない。</p>	<p>条高齢等になり農地の管理ができず、荒地となっている。 非農地証明の手続きをしていない。</p> <p>・非農地証明の手続きは、無料。</p>	<p>傾斜地が多く、機械を入れることが困難であり、平地よりも、作業が大変である。</p> <p>中山間地域指定を受けられない。</p>
<p>〈対策1〉 遊休農地解消緊急対策事業を活用し、イノシシが農用地に入らないよう緩衝帯として保全地をつくる。</p>	<p>〈対策2〉 地権者の意向を確認し、非農地化する場合は手続きを市でサポートする。</p>	<p>〈対策3〉 条件に見合った適正な地代を設定する。</p>



⑤ 第2回ワークショップ

【現況地図をもとに農用地、非農用地、イノシシ被害の緩衝帯（保全地）の3つに地図を分け】

緑：農事組合法人、ピンク：個人（水田・畑）、青：その他

⇒ピンク部分を非農用地、保全地、個人の水田・畑に区別するため、地図上で1筆ずつ確認し、区分けを行なった。



【条件に見合った適正な地代の設定】

現況農地の状況を洗い出し、営農に向く農地、向かない農地の状況把握ができた。農地の状況、米価、資材高騰等様々な状況を踏まえ、地代の見直しの必要はないのか…という意見が出された。岩沼市から地代に関する情報提供を行い、担い手法人で検討し、方針を決定することとした。

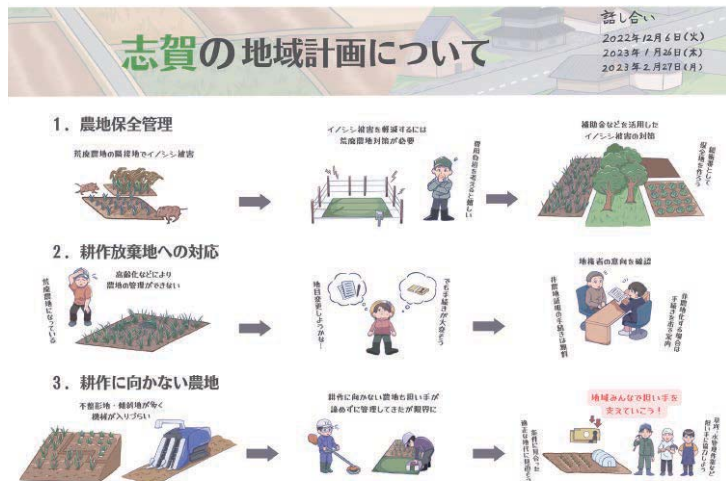
【所有農地についての意向調査アンケート】

第2回ワークショップにおいて、参加者へ意向調査アンケートを配布。不参加の方へも配布し、回収・集計を進める。

⑥ 第3回ワークショップ

【グラフィックビジョン】

地域の話合いをもとに作成した地域計画の原案を、グラフィックビジョンとして作成した。地域住民配布したり、地域の人が集まる会議等の資料として活用すると効果的である。



【アンケート結果を地図へ反映】

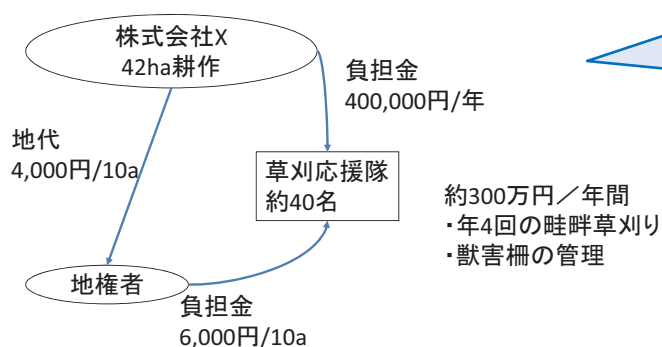
第2回ワークショップで配布したアンケートを農業委員会で集計し、地権者の意向を地図に反映した。



【条件に見合った適正な地代の設定検討】

他県の事例を基に、当地区内の適正な地代設定を検討した。

滋賀県の集落A（約100戸）



草刈り応援隊ができるまでは、「JA系統の人材派遣会社」、「シルバー人センター」「NPO法人」などに草刈りを委託。
平成16年 6,000円/10a
→令和 12,000円/10a
53haがワイヤーメッシュ柵囲いで8割の圃場の柵が獣に破られる状況。その内5割を電気柵にしたため、管理を草刈応援隊に依頼した。

【地代設定に向けた課題と解決策】

<現状課題>

- ・ 農地条件により地代格差を設定しようと検討中。
- ・ 中山間エリアでは、規模拡大が難しいので地代を下げるしかない。
- ・ 面積が小さい農地は、地代が無償でも受入れが難しい。

<解決策>

- ・ 地権者の9割が農事組合法人の組合員であることから、法人で提案内容を取りまとめ、総会にかける。
- ・ 否決される可能性は有るが、複数回話し合いを重ね、落としどころを模索していく。
- ・ 地代は市が提供してくれた情報（面積要件等）を参考に決定していく。

【保全農地】

<現状課題>

- ・ 保管理をしている農地も高齢化が進むと、人がいなくなり、保全できなくなる可能性がある。
- ・ 農事組合法人で担っている農地も、管理は、個々で行っている農地も多く、高齢化が進む10年後は、畑の8～9割は荒廃農地になることが予想される。
- ・ 現在は管理できているが、鳥獣害被害等により、法人の農地に影響が及ぶ可能性もある。

<解決策>

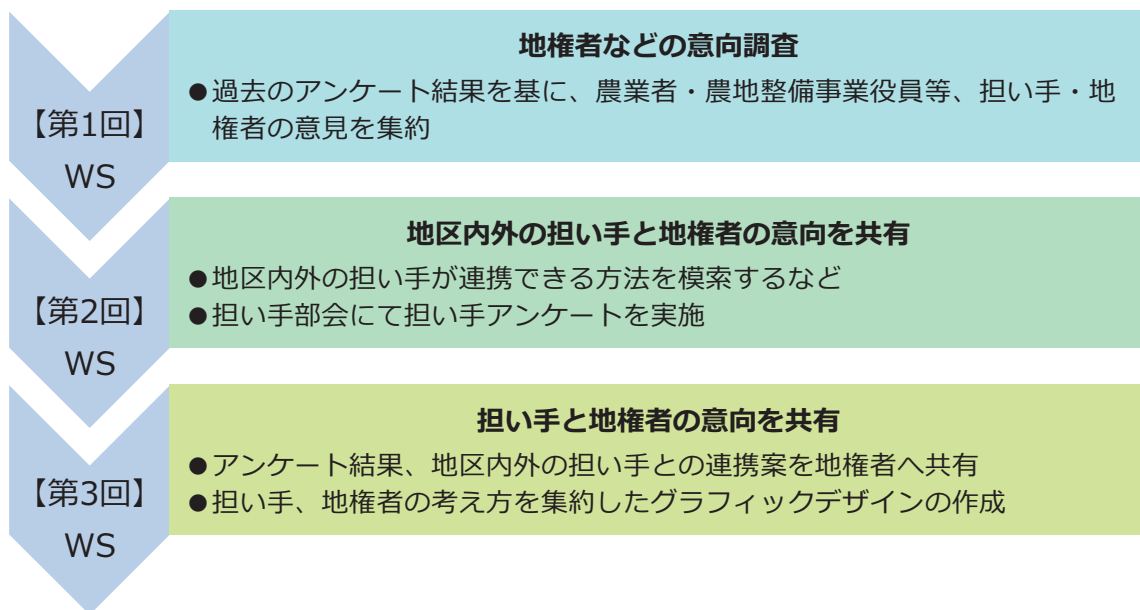
- ・ 保全農地の中でも、「継続する場所」、「継続できない場所」を選別していく。
- ・ 非農地化証明は、既に山林化している部分から手続きを始める。
- ・ 地区の中には、「棚田」エリアも存在する。指定棚田地域の指定の検討を進める。

(5) 事例3 – 津久毛地区岩崎集落 (栗原市)

① 地区の概要

	市町村 () は実質化プラン数	地区面積	中心経営体の 農地集積率	中心経営体数
津久毛地区 岩崎集落	栗原市 (10)	362.7 (44.7) ha	57.0 (39.4) %	17 (5) 経営体 [法人] 3 (1) [任意組合] 0 (0) [個人] 14 (4)
地区の課題	岩崎集落に中心経営体がないため、担い手を確保しなくてはならない →集落外の担い手が一部耕作しているが、集落外の担い手への集約に消極的な意見もある。			

② 地域計画ワークショップの流れ



③ ワークショップの状況



④ 第1回ワークショップ <参集者：地権者>

【地区課題】

岩崎集落に中心経営体がないため、担い手を確保しなくてはならない。

→集落外の担い手が集落内の農地の一部を耕作しているが、集落外の担い手への集約に消極的な意見もある。

→自分たちが元気なうちは、自己完結型の営農を望んでいながらも、将来に向けては不安を抱えている。



【集落内外の担い手との4つの連携案を示し、意見を伺った。】



【岩崎集落の農業者の主な意見】

- ・すでに区内では高齢化により労力は望めないため、必然的にAパターンが多くなるだろう。
- ・農地整備事業完了時に地区外の担い手へ農地を提供しても後悔はない。
- ・2ha以上耕作している農家が多いため、機械、設備は保有している。自身の労力がある限りは、農業所得+年金の生活を継続させたい。



⑤ 第2回ワークショップ <参集者：農地整備事業で位置付けられた担い手>

テーマごとに担い手の意向を確認した。

【農地整備事業に位置付けられた担い手の主な意見】

「農地整備事業完了時の岩崎集落における農地集積計画をどのように作成するのが良いか？」

- ・農地整備事業の担い手で話し合い、担い手ごとに色分けして、地図にして地権者へ提案する。
- ・岩崎集落に隣接した集落の担い手を中心に調整する。または、津久毛地区全体の担い手の中で、規模拡大意向の担い手で調整する。
- ・地権者1に対して必ずしも担い手1でなくても良い。農地が点在している場合など、地権者1に対して、複数の担い手でも良い。
- ・担い手は、農地整備地区外の条件の悪い農地も引き受けることが可能か検討する。（その場合の条件はあるか。）

「担い手から地権者（岩崎地区農業者）に対する提案および条件提示が必要か？」

- ・どのような条件提示が必要なのか。→地代、水利費負担、飯米など
- ・担い手へ農地を預ける際、農地以外の地権者の資産（機械や設備、資材など）があった場合の活用方法はあるか。例えば、リタイアする場合はJAで買い取る。一部作業が可能な場合は、地権者に任せる。

「農地整備事業完了前に引き継ぎが発生することも想定すべきか？」

- ・健康上の問題や機械の故障等により自己完結できなくなる可能性がある。できるだけ計画的に担い手へバトンタッチができるよう事前に相談してもらうよう土地改良区からも声かけを行う。

【その他の意見】

- ・岩崎地区集積に向けて、担い手間での具体的な話し合いは行われていないが、津久毛地区の担い手で全量引き受けていきたい。
- ・第1回ワークショップでは、37名の岩崎集落地権者に声をかけ、出席が8名と少なかったため、不参加者の中には、個人で営農を続けたい方もいるのではないかと。

- ・担い手から岩崎地区の農地受け入れの意向を伝えても、明確な回答が返ってこないのではないかな。
- ・農地提供者全員の意見を集約して欲しい。
- ・農業者から委託されるタイミングが、収穫時期など切羽詰まってからの依頼が多く困っている。計画的に賃貸借や作業受委託を進めて欲しい。
- ・岩崎集落内で後継者を育成していく考えはないのか。

【担い手営農意向調査アンケート（土地改良区が実施）】

- ・土地改良区の協力のもと、農地の集積・集約の目的達成に向け、受託希望地区、面積、受託可能時期、区画、集積に向けた課題など、アンケートにて担い手の意向調査を実施した。

⑥ 第3回ワークショップ

【土地改良区＜担い手営農意向調査（アンケート）＞】

<p style="text-align: center;">担い手営農意向調査（津久毛地区）</p> <p style="text-align: right;">令和5年1月</p> <p>面工事が進捗し、一時利用地区域が年々拡大していく中で、農地集約目標達成（令和12年度予定、292.58ha）ができるように担い手への農地集積を進めて行かなければなりません。 つきましては、担い手方々に今後の営農について、ご意向を確認させていただくために、「担い手営農意向調査」を実施させていただくものです。</p> <p>1、氏名または法人名を記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">氏名 (法人名)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>2、農地整備事業の担い手について</p> <p>(1) 現在、認定農業者ですか？ <input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>(2) (1)で「いいえ」と回答した方にお聞きます。取得予定はいつ頃ですか？ <input type="checkbox"/> 手続き中 ・ <input type="checkbox"/> 1~2年以内 ・ <input type="checkbox"/> 未定 ・ <input type="checkbox"/> 取得しない</p> <p>3、農地集積について</p> <p>(1) 担い手への集積を進める上で、今後の経営面積についてどのようにお考えですか？ <input type="checkbox"/> 経営面積を拡大したい (ha 程度) <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>(2) (1)で「経営面積を拡大したい」と回答した方にお聞きます。 受託面積を津久毛地区で区分した場合、地区ごとに引き受けできる面積を教えてください。 ※受託希望地区の右欄に、受託希望面積をご記入願います。 ※ほ場整備地区外の受託の欄は、「する・しない」どちらか○で囲み受託面積をご記入願います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受託希望地区</th> <th rowspan="2">受託希望面積 (ほ場整備地区内)</th> <th rowspan="2">受託可能 時期</th> <th rowspan="2">ほ場整備地 区外の受託</th> <th colspan="3">地区外の区画</th> <th rowspan="2">受託可能 時期</th> </tr> <tr> <th>30a 以上</th> <th>10a 以上</th> <th>10a 未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津久毛地区全域</td> <td>ha</td> <td>令和 年</td> <td>する・しない</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>令和 年</td> </tr> <tr> <td>沢 辺</td> <td>ha</td> <td>令和 年</td> <td>する・しない</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>令和 年</td> </tr> <tr> <td>金 成</td> <td>ha</td> <td>令和 年</td> <td>する・しない</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>令和 年</td> </tr> <tr> <td>小 迫</td> <td>ha</td> <td>令和 年</td> <td>する・しない</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>令和 年</td> </tr> <tr> <td>岩 崎</td> <td>ha</td> <td>令和 年</td> <td>する・しない</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>令和 年</td> </tr> <tr> <td>平 形</td> <td>ha</td> <td>令和 年</td> <td>する・しない</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>令和 年</td> </tr> <tr> <td>大 原 木 上</td> <td>ha</td> <td>令和 年</td> <td>する・しない</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>令和 年</td> </tr> <tr> <td>大 原 木 下</td> <td>ha</td> <td>令和 年</td> <td>する・しない</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>令和 年</td> </tr> </tbody> </table>	氏名 (法人名)		受託希望地区	受託希望面積 (ほ場整備地区内)	受託可能 時期	ほ場整備地 区外の受託	地区外の区画			受託可能 時期	30a 以上	10a 以上	10a 未満	津久毛地区全域	ha	令和 年	する・しない	ha	ha	ha	令和 年	沢 辺	ha	令和 年	する・しない	ha	ha	ha	令和 年	金 成	ha	令和 年	する・しない	ha	ha	ha	令和 年	小 迫	ha	令和 年	する・しない	ha	ha	ha	令和 年	岩 崎	ha	令和 年	する・しない	ha	ha	ha	令和 年	平 形	ha	令和 年	する・しない	ha	ha	ha	令和 年	大 原 木 上	ha	令和 年	する・しない	ha	ha	ha	令和 年	大 原 木 下	ha	令和 年	する・しない	ha	ha	ha	令和 年	<p>4、担い手取組について</p> <p>(1) 農地中間管理事業の活用についてお聞きます。 <input type="checkbox"/> 活用している。 <input type="checkbox"/> 活用していない。 <input type="checkbox"/> 補助事業等の説明を受けたい。</p> <p>(2) スマート農業の取組についてお聞きます。 <input type="checkbox"/> すでに取組んでいる。 <input type="checkbox"/> 現在、検討している。 <input type="checkbox"/> 将来的に取り組みたいと考えている。 <input type="checkbox"/> 補助事業等の説明を受けたい。</p> <p>(3) 法人化計画についてお聞きます。(個人担い手の方) <input type="checkbox"/> 法人化計画がある。 <input type="checkbox"/> 法人化計画はない。 <input type="checkbox"/> 法人化計画をしたい方法がわからない。 <input type="checkbox"/> 法人化等の説明を受けたい。</p> <p>(4) 後継者についてお聞きます。 <input type="checkbox"/> 後継者とすでに一緒に営農をしている。 <input type="checkbox"/> 後継者がいない。 <input type="checkbox"/> 後継者はいるが、担い手にはならない。</p> <p>(5) 耕畜連携についてお聞きます。 <input type="checkbox"/> 取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 取り組んでいない。 <input type="checkbox"/> 今後取り組みたいと考えている。</p> <p>(6) 高収益作物の取組みについてお聞きます。 取組みたい作物または興味のある作物を自由に記入願います。 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div> </p> <p>5、意見等記入欄 ※農地集積等に向けての課題があれば記載してください。 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div> </p> <p style="text-align: right;">【問い合わせ先】 ○○○</p>
氏名 (法人名)																																																																														
受託希望地区	受託希望面積 (ほ場整備地区内)	受託可能 時期	ほ場整備地 区外の受託	地区外の区画			受託可能 時期																																																																							
				30a 以上	10a 以上	10a 未満																																																																								
津久毛地区全域	ha	令和 年	する・しない	ha	ha	ha	令和 年																																																																							
沢 辺	ha	令和 年	する・しない	ha	ha	ha	令和 年																																																																							
金 成	ha	令和 年	する・しない	ha	ha	ha	令和 年																																																																							
小 迫	ha	令和 年	する・しない	ha	ha	ha	令和 年																																																																							
岩 崎	ha	令和 年	する・しない	ha	ha	ha	令和 年																																																																							
平 形	ha	令和 年	する・しない	ha	ha	ha	令和 年																																																																							
大 原 木 上	ha	令和 年	する・しない	ha	ha	ha	令和 年																																																																							
大 原 木 下	ha	令和 年	する・しない	ha	ha	ha	令和 年																																																																							

【アンケート結果】

- ・圃場整備地区内、地区外ともに担い手が受け入れる意向を確認できた。

■ 津久毛地区農地集積集約計画

1 津久毛地区集積目標計画 受益面積：365.68ha

年度	担い手への集積面積	集積・集約化
令和5年	175.48ha	47.98%
令和8年(完了年)	235.00ha	64.26%
令和12年(目標年)	292.58ha	80.01%

※事業期間は予算等の都合により変わる場合もあります。
 ※毎年集積状況確認検査が行われ、年度計画の目標値を達成する必要がありますので、地域で合意形成を図りながら利用調整が喫緊の課題です。

2 津久毛地区担い手の引受可能面積について (R5.1意向調査結果より)

津久毛地区(全体)		岩崎地区
ほ場整備地区内	392ha	32ha
ほ場整備地区外	9.5ha	4ha

津久毛地区農地集積集約実績及び今後の計画



津久毛地区の担い手(14名、3法人)

【グラフィックビジョン】

ワークショップの話合い結果をもとにグラフィックビジョンを作成した。地域住民へ配布したり、農地整備事業関連の会議で活用していく。裏面には土地改良区が実施したアンケートを掲載して、農地整備事業の集積目標達成につなげる。



1. 高齢化による労働力の低下及び後継者不足



2. 地区外の担い手との連携



3. 持続可能な農業への取り組み

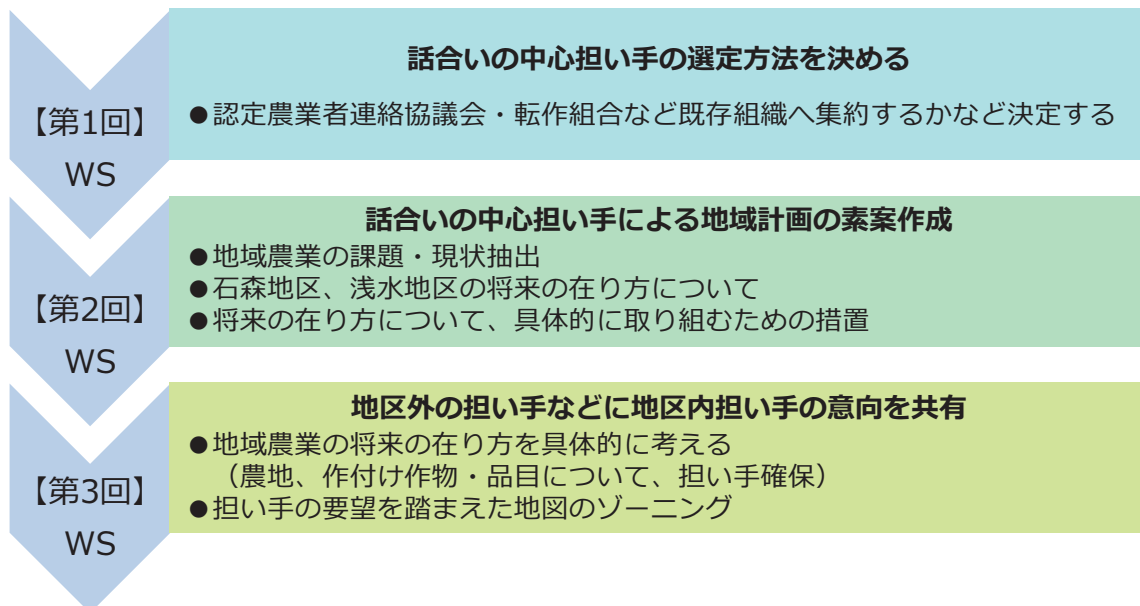


(6) 事例4 – 中田地区 (登米市)

① 地区の概要

	市町村 () は実質化プラン数	地区面積	中心経営体の 農地集積率	中心経営体数
中田地区	登米市 (9)	3642.2ha	37.1%	243 経営体 [法人] 14 [任意組合] 0 [個人] 229
地区の課題	地区面積が広大であり、意見を集約することが困難である →短期間での集約が難しく、段階的に水平展開していくスキームの検討が必要			

② 地域計画ワークショップの流れ



③ ワークショップの状況 (写真)



④ 第1回ワークショップ

【地区課題】

耕作に向いていない農用地への対策ができていない

→保全農地や地域利用など将来ビジョンの設計と地権者との合意形成が必要

現在の中田地区

地区面積：3642.2ha
農地集積率：37.1%
中心経営体：243
(法人：14、個人：229)

担い手側の意向集約方法の検討

1. 地区をさらに区分化し小地区で意見を集約する。 →細分化型
2. 既存の組織（協議会など）で意見を集約化する →組織集約型
3. 243経営体へアンケートを行い、多数決などで意見を集約する →網羅型

【課題抽出】

耕作に向いていない農用地への対策ができていないことの根本的課題の抽出
(3つの視点)

1. 細分化の視点

地区により主要担い手（大規模法人、転作組織等）がいる地区（浅水）と無い地区（上沼）がある。

圃場条件に差があり一律的な区分けは難しい。

2. 組織集約型の視点

転作協議会のメンバーも多くが高齢化で規模拡大は難しい。

転作協議会など組織に加盟していない担い手は対象外になってしまう。

3. 網羅型の視点

過去にもアンケートを実施したが役に立っていない。

1)と2)の折衷案の形で進めていく。

〈対策1・2〉

J Aが中心となり立上げを進めている、農地集積担い手協議会と地域計画策定と連動させていく。
石ノ森・浅水地区から先行して進め、他地区も巻き込みながら水平展開していく。

〈対策3〉

網羅型は当地区では不採用

※ J Aの農地集積担い手協議会では、J Aが委託者と協議会（受託希望農家の任意組織）の間で、農地中間管理事業等による賃貸を調整することで、地域農地の集積・集約化を推進することを目的としている。



⑤ 第2回ワークショップ

石森、浅水地区の認定農業者が参加し、「地域農業の現状・課題」、「地区の在り方」、「課題解決策」の3テーマで話し合いを進めた。

【地域農業の現状・課題】

- ・石森地区

白地図に農地条件などを書き込み、ゾーニングを実施。



地域の課題や現状について意見出しを行った。

- ・農地条件が悪い土地（排水が悪い、水害被害、水源がない、圃場が遠い）
- ・飛び地が多い（農地が3枚以上集約されない）
- ・未整備圃場が多い
- ・地代が高く、統一されていない（中田地区は全国と比較しても約2倍）
- ・地代：15,000円～10,000円 / 10a（条件の悪いほ場は無償化して欲しい）

【石森地区の在り方について】

- ・農地集約（計画的な移譲）
- ・大規模で効率化
- ・行政を中心となり、担い手へ集約し、団地化を進める
- ・経営者、担い手の育成
- ・地代・水利費を見直さないと受けるのが難しい（行政サポートが必要）
- ・米・麦・大豆生産依存からの脱却
- ・行政、JA、生産者が連携し産地形成

【課題解決策】

- ・担い手の再選定
- ・地代の適正化
- ・圃場整備の地権者負担無償化
- ・農地集約化への助成金増額
- ・行政が営農
- ・JAで地区の地代を統一する



- ・複数経営体が共同出資、地区全体で
- ・大規模法人化
- ・座談会（話し合いの場）を増やす
- ・小規模水田への簡易な圃場整備

【地域農業の課題・現状抽出】

- ・浅水地区 白地図に農地条件などを書き込み、ゾーニングを実施。



地域の課題や現状について意見出しを行った。

- ・農地条件が悪い土地（排水が悪い、水害被害、農道が狭い、隣接圃場の高低差）
- ・未整備圃場地区の管理
- ・飛び地が多い（遠方地域の委託）
- ・鹿の被害
- ・地権者の意向が強く、交換できない
- ・地代設定が難しい

【石森地区の在り方について】

- ・生產品目ごとの団地化
- ・人材不足への対応（オペレーターなどの人材派遣制度）
- ・圃場の大区画化
- ・機械の共同利用
- ・特産品、有料品目（転作）の導入
- ・耕作農地交換推進（JAが窓口対応）
- ・スマート農業

【課題解決策】

- ・農地利用改善組合（仮名称）などを立ち上げ、農地の集積・集約の調整
- ・高等学校と連携して若手人材育成



- ・話し合いの場をつくる

⑥ 第3回ワークショップ

【地域農業の将来の在り方をより具体的に考える（3テーマ）】

(1) 農地（集積・集約化の方針と手段）について

- ・基本方針は？（農地中間管理機構の活用、基盤整備事業の活用など）
- ・基本方針に取り組む際の課題を一つ挙げてください。
課題を解決しながらも推進していくために誰が何をすべきかをお考えください。

(2) 作付け作物・品目について（地域でこれまで何が作られ、これから何を作るか）

- ・背景や根拠を添えてご説明ください。
- ・販路や調整出荷場の確保など具体的な取り組みに関するアイディアも出してください。

(3) 担い手の確保（人材確保・育成のしくみの検討）について

- ・事業承継、雇用の二つの視点で“しくみ”についてお考えください。発言は片方の視点でも構いません。
- ・誰が“しくみ”を構築し、誰が運用すべきかお考えください。
- ・ワークショップ進行表を作成し、市職員、普及指導員がサブファシリテーターとして各チーム進行役を担当。

令和5年2月23日

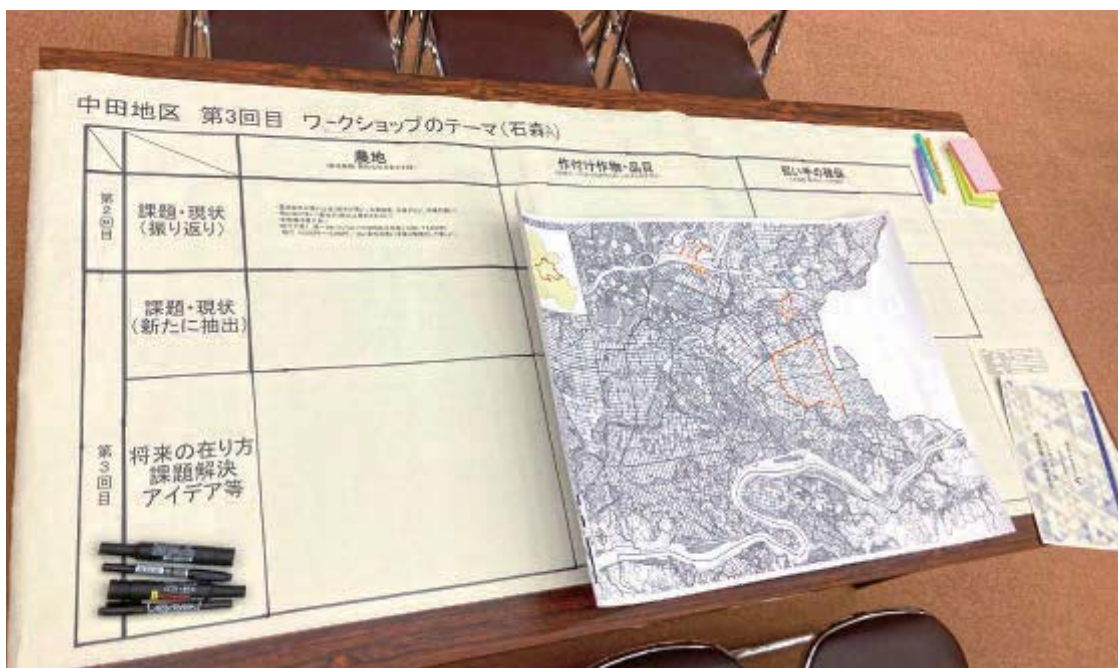
第3回 登米市中田地区（石森、浅水） ワークショップの進行について

進行表

時間	プログラム	担当および時間割り当て&進め方
18:30～	開会の挨拶	宮城県農業振興課
18:35～	○第2回までの振り返り ○協議の場の公表レポートイメージについて ※参加者の意見・感想を求める	外部専門家 A
18:45～19:45	○ワークショップ 0. 自己紹介 ※新メンバーのみ？ 1. 地域農業の将来の在り方をより具体的に考える （1）農地（集積・集約化の方針と手段）について ・基本方針は？（農地中間管理機構の活用、基盤整備事業の活用など） ・基本方針に取り組む際の課題を一つ挙げてください。課題を解決しながらも推進していくために誰が何をすべきかをお考えください。 （2）作付け作物・品目（地域でこれまで何が作られ、これから何を作る）について ・背景や根拠を添えてご説明ください。 ・販路や調整出荷場の確保など具体的な取り組みに関するアイディアも出してください。 （3）担い手の確保（人材確保・育成のしくみの検討）について ・事業承継、雇用の二つの視点で“しくみ”についてお考えください。 発言は片方の視点でも構いません。 ・誰が“しくみ”を構築し、誰が運用すべきかお考えください。 休憩	全体進行 講師 サブファシリテーター石森 普及セ A 普及セ B 普及セ C 普及セ D 普及セ E 書記（WB整理）石森 登米市 A 農業委員会 A 書記（WB整理）浅水 登米市 B 農業委員会 B 補助・記録 外部専門家 B 各テーマ(25分間) ・付箋記入 5分（参加者） ・発表 10分（参加者） ・優先事項の選定 5分（参加者+サブ） ・まとめ報告 5分（サブファシリテーター） ※付箋はテーマごとに色を指定します。 （各テーブルの人数が少ないので、各テーマの時間を短縮できるのではないかと思います）

19:50～	2. エリアのゾーニング エリア A：10年後も使える農地 エリア B：改善すれば有効に使える農地 エリア C：悪条件の農地	※蛍光ペンの色は下記の通り A：緑色 B：紫色 C：オレンジ色 ※ゾーニング完了後ホワイトボード裏に地図を貼り全体へ説明する（サブファシリテーター）
20:10～	悪条件の農地の要因を下記の項目から選び、付箋に記入し地図に張る。 悪条件のキーワード ・排水が悪い ・害の影響を受けやすい ・農道が狭い ・隣接農地との高低差がある ・水源がなく水が引けない ・その他悪条件	参加者全員
20:15～	本日の感想 一言 ワークショップのまとめ	外部専門家 A
20:20～	連絡事項	
20:25～	閉会の挨拶 or 総評？	宮城県農業振興課

- ・テーマごとに課題と解決策の意見出しができるよう、ワークショップ用シートを作成。
4グループに分け、付箋に意見を書き出し、地区の現状と今後についてディスカッションと全体での発表を行った。



石森 A

石森 B



浅水 A

浅水 B



【農地（集積・集約化の方針と手段）について】

<p style="text-align: center;">【石森 A】</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ①地権者が亡くなる前に農地相続を行い集約 ②農地条件が悪い <p><解決策></p> <ul style="list-style-type: none"> ①法的にルール化して農地を守る ②圃場整備で排水など条件整備 水が引けない地域をMAPにする（見える化） 	<p style="text-align: center;">【石森 B】</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ①農地条件が悪い（排水整備や飛び地） ②地代が統一されていない <p><解決策></p> <ul style="list-style-type: none"> ①圃場整備で排水対策、整備後に集約化 ②地代を統一してから農地交換を進めていく 関係機関との連携
<p style="text-align: center;">【浅水 A】</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ①排水が悪い ②地代が過去の算出方法のまま見直しがされていないため、地代の設定が難しい <p><解決策></p> <ul style="list-style-type: none"> ①圃場整備事業の活用 関係機関との連携 ②地代算出方法を検討し、算出根拠を明確にする 	<p style="text-align: center;">【浅水 B】</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ①団地化 ②農地条件が悪い（排水の問題） ③地代が昔の単価のまま変わっていない <p><解決策></p> <ul style="list-style-type: none"> ①圃場整備事業の活用 ②圃場整備を実施し、高低差のある圃場の均平化 ③農産物ごとに適正な地代設定

【作付け作物・品目について（地域でこれまで何が作られ、これから何を作るのか）】

<p style="text-align: center;">【石森 A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニラ、馬鈴薯、麦、大豆、とうもろこし（子実コーン）、れんこん、せり <p>⇒機械化できる品目の選定 消費者・市場ニーズを把握し、生産作物の検討 消費者意識の醸成に向けた食育などの実施</p>	<p style="text-align: center;">【石森 B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米、麦、大豆、WCS、かぼちゃ、そら豆 <p>⇒圃場整備で条件が改善される前提で野菜も考えたが、設備投資と労働力確保が必要 ブロックローテーションや輪作を検討</p>
<p style="text-align: center;">【浅水 A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米、麦、大豆、WCS、馬鈴薯、きゅうり、キャベツ、牧草 <p>⇒米、麦、大豆が土地に適している。 米と同様の機械で対応できる麦を中心に、地域で産地化し付加価値の向上 馬鈴薯、牧草の輪作</p>	<p style="text-align: center;">【浅水 B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米、麦、大豆、きゅうり、ほうれん草、馬鈴薯、玉ねぎ、菊、キャベツ、スイートコーン、さといも <p>⇒多様な品種を作付けしているが、土質も悪く、排水に問題がある。 作物ごとに団地化し、排水対策を実施 大規模法人は各自、排水整備を実施していく 耐水性の強いさといも栽培 JA中心に地域一体となり子実コーンなどの栽培</p>

【担い手確保（人材確保・育成のしくみの検討）について】

<p style="text-align: center;">【石森 A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・儲かる農業、カッコいい農業のイメージを発信し業界のイメージを変えていく ・若い人材の育成（マニュアル整備） ・専門学校で優秀な人材を育成し、就農支援として機械の貸出し、農地提供など、担い手の育成を進めていく 	<p style="text-align: center;">【石森 B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者や新規就農者が参入しやすい環境構築 ・資格取得補助 ・SNSで情報発信し、人材の呼び込み
<p style="text-align: center;">【浅水 A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非農家出身の方が農業に興味を持てるよう、機械の貸出し、空き家活用 ・農家ツアー、観光農園で農業を体験し、身近に感じてもらう施策 ・食育活動 	<p style="text-align: center;">【浅水 B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業大学校からの学生の受け皿（会社）準備 ・シルバー人材など限定作業者に合わせた作業体系の確立 ・若い担い手へ手厚い支援策（給与体系） ・安心して働ける職場づくりに向けたマニュアル整備 ・他の経営者とゆいっこ（地域一体での協力体制）

【エリアのゾーニング】

エリアA：10年後も使える農地

エリアB：改善すれば有効に使える農地

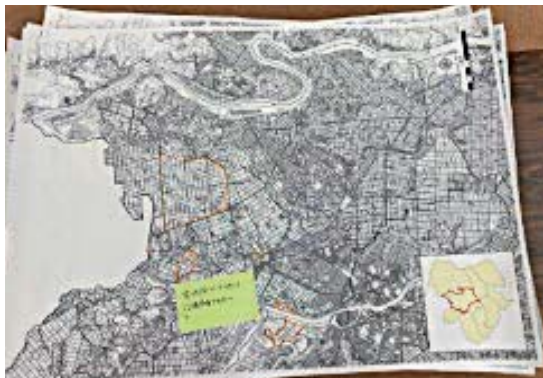
エリアC：悪条件の農地

悪条件の要因

- ・排水が悪い
- ・水害の影響を受けやすい
- ・農道が狭い
- ・隣接農地との高低差がある
- ・水源が無く水が引けない
- ・その他悪条件

悪条件の農地については要因を以下の項目から選んで付箋に記入し地図に貼っていく

石森 A



石森 B



浅水 A



浅水 B



4. 地域計画関連

(1) 地域計画に関連する補助事業

地域計画と連携する各種補助事業等一覧(令和5年度、令和4年度補正)

事業名	問合せ先(直通番号)
1 ○農地利用効率化等支援交付金	経営局 経営政策課 担い手総合対策室 担い手支援第1班 03-6744-2148
2 ○特定地域経営支援対策事業のうち沖縄農業対策事業	経営局 経営政策課 担い手総合対策室 担い手支援第2班 03-6744-2148
3 ○担い手確保・経営強化支援事業	経営局 経営政策課 担い手総合対策室 担い手育成班 03-3502-6444
4 ○経営継承・発展等支援事業	経営局 経営政策課 担い手企画班 03-6744-2143
5 ○集落営農活性化プロジェクト促進事業	経営局 経営政策課 組織経営グループ 03-6744-0576
6 ○農業経営基盤強化準備金制度	経営局 経営政策課 経営税制グループ 03-6744-0576
7 ○機構集積協力金のうち地域集積協力金、集約化奨励金 ○農地中間管理機構事業のうち農地売買等支援事業	経営局 農地政策課 集積支援グループ 03-3591-1389
8 ○スーパーL資金金利負担軽減措置 ○農業近代化資金金利負担軽減措置	経営局 金融調整課 経営・災害金融グループ 03-6744-2165
9 ○農業信用保証保険支援総合事業のうち 農業経営継承保証保険支援事業、農業近代化資金保証料助成金交付事業	経営局 金融調整課 農林漁業信用基金班 03-6744-2171
10 ○新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金、経営発展支援事業 ○新規就農者確保緊急対策のうち初期投資促進事業	経営局 就農・女性課 就農支援グループ 03-3502-6469
11 ○強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ	農産局 総務課 生産推進室 03-3502-5945
12 ○持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策のうち 未来型果樹農業等推進条件整備事業	農産局 果樹・茶グループ 果樹振興班 03-3502-5957
13 ○持続的生産強化対策事業のうち 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(茶の改植等)	農産局 果樹・茶グループ 茶業班 03-6744-2194
14 ○持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援事業のうち 作付体系転換支援事業	農産局 穀物課 豆類班 03-3502-5965
15 ○農地耕作条件改善事業のうち 高収益作物転換型、地域内農地集積型、スマート農業導入推進型、 水田貯留機能向上型、土地利用調整型	農村振興局 整備部 農地資源課 経営体育成基盤整備推進室 03-6744-2208
16 ○農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策 (農山漁村発イノベーション推進事業(農山漁村発イノベーション創出支援型 のうち農山漁村発イノベーション推進支援事業)) ○農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策 (農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型))	農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 地域資源活用推進班 03-6744-2497
17 ○鳥獣被害防止総合対策交付金	農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室 鳥獣被害対策推進班 03-3591-4958
18 ○農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策	農村振興局 農村政策部 地域振興課 事業指導班 03-3501-8359
19 ○農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策、中山間地域等農用地保全総合対策	農村振興局 農村政策部 地域振興課 荒廃農地活用推進班 03-6744-2665

農林水産省ホームページに掲載

(2) 地域計画策定に向けた地域の話合いの際、活用できるリーフレット

<p>地域計画に関する詳細な説明と、地域の未来設計「地域計画」の重要性を説く内容。地図やイラストを多用して、地域の課題と計画の必要性を分かりやすく伝えています。</p>	<p>農業者や地域の皆様へ「地域計画」に関するお知らせ。高齢化や人口減少の進行による課題と、地域計画の策定によるメリットを説明しています。</p>	<p>農地集積バンクを活用しませんか! 「農地集積バンク」で課題解決! 農地集積バンクの活用によるメリットを強調し、地域の抱える課題への解決策として提案しています。</p>
<p>地域計画 (宮城県)</p>	<p>地域計画 (農水省)</p>	<p>農地集積バンクを活用しませんか (宮城県)</p>
<p>農地バンク活用に関する詳細な説明。農地バンクの概要、活用方法、メリットなどを分かりやすく解説しています。</p>	<p>農地バンクを活用した地域の皆さんに協力金・奨励金をお支払いします! 農地バンクの活用促進に向けた取り組みの概要と、申請方法などを説明しています。</p>	<p>令和4年度の上田制度変更について。農地集積協力金、集約化奨励金、経費返還協力金に関する変更点と申請方法を詳しく説明しています。</p>
<p>農地バンクのメリット (宮城県)</p>	<p>農地バンクのメリット (農水省)</p>	<p>農地バンクのメリット (農水省)</p>
<p>農地バンクが遊休農地を解消します! 遊休農地解消緊急対策事業の概要と、農地バンクの活用による効果について説明しています。</p>	<p>農地耕作条件改善事業とは。農地耕作条件改善事業の概要、対象となる農地、実施内容などを詳しく説明しています。</p>	<p>最適土地利用のための総合対策 (農山漁村振興交付金)。地域の課題に応じた最適な土地利用の推進策を説明しています。</p>
<p>遊休農地解消緊急対策事業 (農水省)</p>	<p>農地耕作条件改善事業 (農水省)</p>	<p>最適土地利用対策 (農水省)</p>

農林水産省ホームページ、宮城県農業振興課ホームページからダウンロードできます。

(3) 地域計画(目標地図)関係図書

地域計画(目標地図)関係図書のご案内

全国農業図書

農業経営基盤強化促進法の改正内容や、地域計画(目標地図)の作成や農地集約化に向けた地域での話し合いに役立つ図書のご案内です。(価格は税込・送料別 2023年2月時点)。

ここが変わる 農業経営基盤強化促進法等の一部改正【リーフ】

法改正のポイントを「人・農地プランが地域計画として法定化」「農地の集約化等の手法」「人の確保・育成」の三つに絞って説明したリーフレット。
コード番号：R04-30/A4判/12頁/140円



農業経営基盤強化法等 2022年改正のあらまし

法改正の内容について、法律・政省令、通知などを踏まえて説明し、地域でどのように取組を進めていくか整理。

※2023年2月下旬刊行予定 コード番号：R04-31/A4判/約30頁/550円



2022年度版 地域農業の将来を考えたみませんか【リーフ】

～進めよう! 「人・農地プラン」の実質化 備えよう! 「地域計画」～

「人・農地プランとは何か」から、地域の関係機関が一体となって取り組むべき「意向把握」や「話し合い活動」などの『人・農地プラン実質化』のための流れを5つのステップに分けて説明したリーフレット。

コード番号：R04-13/A4判/8頁/100円



●話し合いに役立つブックレット●

【全国農業図書ブックレット15】

【改訂版】地域(集落)の未来設計図を描こう!

茨城県東海村農業委員会元事務局長の筆者が、現場出身者の目線で地域の話し合いの具体的な進め方を伝える。

コード番号：R02-30
A5判/72頁/700円



【全国農業図書ブックレット16】

全員が発言する座談会が未来の地域(集落)をつくる

会議ファシリテーター普及協会の筆者が「参加者が楽しく積極的に発言できる」座談会のつくり方を解説。

コード番号：R02-31
A5判/104頁/900円



発行 全国農業委員会ネットワーク機構 〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル
一般社団法人 全国農業会議所 TEL 03-6910-1131 <https://www.nca.or.jp/tosho/>

「地域計画」の実現に向けた取り組みをわかりやすく紹介!

2023年度版 **進めよう! 「地域計画」**

R05-13 A4判・8頁 定価100円(税込)送料別

2023年度版

進めよう! 「地域計画」



●人・農地プランとは

本誌に農業委員や関係機関の皆さんが、地域計画の進め方について、人・農地プランの策定に向けた取り組みについて、具体的な進め方を伝える。

●地域計画とは

地域計画とは、地域計画の策定に向けた取り組みについて、具体的な進め方を伝える。

「地域農業の将来を考えたみませんか 進めよう! 『人・農地プラン』の実質化 備えよう! 『地域計画』(R04-13)」の改訂版です。

今回の改訂では、「地域計画」の実現に向けて農業委員会が果たすべき役割や具体的な取り組み手法について記載し、昨年度版から大きく刷新しました。

「地域計画」の実現に向けて必要なことがコンパクトにまとめられたリーフレットです。

～ 内 容 ～

- 農地の集積から集約へ
- 「地域計画」策定に向けた農業委員会の役割
- ステップ1 アンケートや戸別訪問による意向把握
- ステップ2 目標地図の素案の作成
- ステップ3 関係者による「協議の場」の設置
- ステップ4 「地域計画」の策定
- ステップ5 「地域計画」の実行

詳細は、一般社団法人宮城県農業会議にお問い合わせください。(TEL: 022-275-9164)

5. Q&A

市町村、農業委員会等からのご質問をまとめました。

		質 問	回 答
1	地域計画策定	公告手続きがあるが、見直しの都度再公告する必要があるのか。また、目標地図に関しても「事前同意は必要ない」との説明であるが、公告することで受け手と出し手双方がそれで知ることとなり、不都合が生じるのではないのか。	短期間のうちに複数の変更が生じた場合は、公告の手続きをまとめて行うことが可能です。（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の4） 農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の7のとおり公開するものについては、氏名の情報を削除するなど配慮してください。（第11の7）
2	地域計画策定	市の専業農家の平均年齢が70歳。10年後となると80歳となる。地域計画上、耕作者としていいのか担い手の年齢制限があるのか知りたい。	年齢制限はありません。意向調査で80歳になっても耕作するとの回答であればその意向を反映します。地域計画は、一度策定して終わりではないので、更新の際変更があればその時点で行ってください。
3	地域計画策定	今後の進め方で、検討委員会は開催するのか。	地域計画では、協議の場を設置し、地域の話し合いを行うことが必要です。（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の2）。また、「農業委員会、機構、農協その他関係機関の意見」を聞くこととしています。（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の5）これらを踏まえて、必要な場合は、開催願います。地域計画の公告前には説明会を開催するなど、できる限り関係者の理解が得られるよう配慮してください。
4	地域計画策定	市町村が農業委員会へ目標地図素案作成を依頼する際に、書面でのやりとり・手続が必要か。	市町村にお任せします。
5	地域計画策定	『意見具申』はどの程度のものなのか。	地域計画を定め、又は変更するときは基本的には、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関に意見を聞くこととなっています。（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の5）
6	地域計画策定	令和7年3月までに策定できなかった場合、延長は可能か。	延長の話は示されていません。期限までに策定できるよう計画的に推進してください。
7	地域計画策定	新たに話し合いの場を創設するより、既存の集落の寄合や協議会の総会を活用したいと考えている。既存の協議会や各集落の寄合各会議の開催時期は、決まっています年1から2回程度である。2年間というものの時間的に余裕があるとは言えない。	集落営農組織の総会や集まり、農地整備事業等の集まりを積極的に活用するよう、各会議の事務局や関係機関と連携し、スケジュールを把握し、進めてください。
8	地域計画策定	策定マニュアル案で計画の随時更新とあるが、町長や議員への説明等の手続をする必要があり、すぐに更新とはならない。	更新が行われないと地域の実状と乖離した計画になってしまいますので、年1回など、市町村ごとに決めて計画的に更新してください。

		質 問	回 答
9	地域計画策定	策定マニュアル案の関係機関の役割について記載されているが、農業委員や推進委員が入りにくい地区もある。	当該ページは「役割例」ですので、地域の実情に応じて、役割分担を行い推進してください。
10	地域計画策定	人・農地プラン法定化で農業委員の負担が増え、委員になってくれる人がいなくなるのではないかと心配している。	農業委員や農業委員会事務局職員の業務を支援する農業委員会サポートシステムやタブレットがありますので、効果的に運用してください。
11	地域計画策定	地域計画を進める際、農家の負担が増え、協力が得られるか心配である。	農家にとっては、自分たちの地域の将来を考えていく作業なので、丁寧に説明し理解を求めてください。今後は、「地域計画」に施策が集中してきますので、農家にとってメリットの方が大きいと思われます。
12	地域計画策定	地域計画に関して、活用できる資料があるか教えてほしい。	農水省HPにマニュアル等資料が掲載されています。(人・農地プランから地域計画へ) 県でも令和4年度にチラシを作成し、農業振興課ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。
13	地域計画策定	協議の場ではどのような議論を行うのですか。	協議の場においては、市町村による地域計画の策定に当たって、 ① 協議の場が設けられた区域における農業の将来の在り方 (地域の所得向上の観点から、どのような作物を生産するか) ② ①の農業が行われる農用地等の区域 (今後も農地として利用するエリアをどう設定するか) ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 (農地の集積・集約化など誰が農地をどう利用していくのか) について、話し合いを行っていただき、市町村が地域計画を策定することとなります。
14	地域計画策定	協議の場の区域はどうなりますか。	協議の場の区域については、既存の人・農地プランの策定地域も参考としつつ、集落単位のほか、「隣接した複数の集落」「大字」「小学校区」など、地域の状況に応じて、市町村の判断で設定してください。
15	地域計画策定	「改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第2項に規定する農業者等による協議の場において」とありますが、既に公表済みの人農地プランと地域計画の区域が異なる場合でも、地域計画の協議の場の結果として差し支えないでしょうか。	地域計画策定マニュアルの「協議の場における協議事項①、②」の事項について既に地域で十分に協議し、その結果が公表されているときは、その結果を地域計画の協議の結果として見なすことができますが、人・農地プランの区域に協議を行っていない区域を統合して地域計画の協議の区域とする場合には、改めて地域計画の協議の場の区域の農業者等を参集し協議を行う必要があります。 この場合、協議の方法について、人・農地プランの区域の農業者等は担い手の代表者など参集者を限定し、協議を行っていない区域については幅広く農業者等を参集するなど柔軟に対応して構いません。

		質 問	回 答
16	地域計画策定	協議の場の参加者はどうなりますか。	<p>1 協議の場の参加者は、地域計画の策定者である市町村のほか、</p> <p>① 農業者</p> <p>② 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関</p> <p>③ その他地域計画の関係者（都道府県の普及指導センター・出先事務所や農産物の販路先となる事業者、農村型地域運営組織（農村 RMO）等）</p> <p>となります。</p> <p>2 なお、農業者については、法律上全員の参加が義務付けられてはいませんが、地域の農業の将来の在り方等を話合う場であることから、できる限り多くの農業者に参加していただいた上で、参加が難しい場合でも意思表示が確実に確保されることが望ましいと考えています。</p>
17	地域計画策定	話し合い結果はどのようにとりまとめれば良いか。	農業経営基盤強化促進法の基本要綱参考様式第5-1を参考にまとめてください。協議の結果はインターネットや掲示などで公表してください。（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の2）
18	地域計画策定	協議の場の設置やその結果の公表は基本構想見直し後でないとできないのか。	<p>基本構想の見直し前に協議の場の設置やその結果の公表、地域計画の策定・公告を行うことは差し支えありません。</p> <p>なお、この場合であっても、見直し後の基本構想の内容と齟齬が生じないように留意ください。</p>
19	地域計画策定	企業参入や新規就農希望者がいる。地域計画の中に盛り込むべきか。	具体的な営農計画、営農開始時期等が決まっている場合で、10年後も地域の中で営農を続けている計画であれば、地域計画に加えて構いません。
20	地域計画策定	令和4年度に工程表を作成し、報告した。変更はできるか。	変更可能です。
21	地域計画策定	国や県に進め方について相談したい。どのようなタイミングで相談したら良いか。	随時相談可能です。令和5年度は、キャラバンを2回予定しています。市町村ごと策定に関わる関係者が集まって、進め方を検討していきましょう。
22	地域計画策定	地域の話合いの際に、活用できる補助事業の情報を求められたりする場面がある。関連する補助事業の情報がほしい。	<p>例えば・</p> <p>① 農地の集積・集約に関する事業「農地中間管理事業」・「機構集積協力金」</p> <p>② 遊休農地対策「遊休農地緊急対策支援事業」</p> <p>③ 集落営農の経営発展「集落営農活性化プロジェクト促進事業」</p> <p>④ 中山間地域の取組「最適土地利用総合対策」</p> <p>⑤ 中山間地域の保全「多面的機能支払交付金」「中山間地域等直接支払交付金」</p> <p>⑥ 鳥獣被害「鳥獣被害防止総合対策交付金」</p>

		質 問	回 答
23	地域計画策定	地域計画の策定に当たっては、実質化された人・農地プランを活用できないのですか。また、地域計画の策定後も、人・農地プランを引き続き更新する必要があるのですか。	<p>1 地域計画の策定に当たっては、これまでの人・農地プランを土台として協議いただき、当該協議の結果を踏まえ、地域計画を策定いただくことが効果的と考えています。</p> <p>2 一方で、地域計画では、人・農地プランと異なり、地域の農地の将来像である目標地図を示していただくこととしており、</p> <p>① 当該区域における農業の将来の在り方 ② 農業上の利用が行われる農用地等の区域 ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項</p> <p>を地域で話合ってください。</p> <p>3 これまでの人・農地プランの取組において、これらの事項について協議がなされているときは、その結果を地域計画の策定の前提となる協議の結果とみなすことができることとしています（一部改正法附則第 11 条第 2 項）。</p> <p>4 なお、地域計画を策定いただいた地域については、人・農地プランを更新いただく必要はありません。</p>
24	地域計画策定	面積が狭小であったり、不整形な農用地等は今後、活用が難しいことから、地域計画の範囲から除外してもよいでしょうか。	面積が狭小であったり不整形な農用地等も含め、協議の場における地域の話合いを行い、引き続き農業上の利用を行う農用地等については、地域計画の区域に含めてください。
25	目標地図	今までの人・農地プランの「中心経営体」と目標地図の「農業を担う者」は違うものなのですか。	<p>目標地図においては、将来において農地を利用する者として、</p> <p>① 認定農業者等の担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者）</p> <p>② ①以外の多様な経営体（①以外の中心経営体、継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、農業を副的に営む経営体）</p> <p>③ 農作業の受託サービスを行う者の農業を担う者が位置付けられることとなり、従来の中心経営体よりも広い者が対象になります。</p>
26	目標地図	目標地図については、改正基盤強化法第19条第3項において、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めこれを地図に表示するものとされておりませんが、複数の担い手を位置付けて目標地図とすることは可能でしょうか。	<p>目標地図には一筆ごとに農業を担う者を位置づけることを想定しており、複数の経営体が記載されている場合、農業を担う者として特定の者が目標地図に位置付けられていないこととなります。</p> <p>このため、可能な範囲で自作地などあらかじめ受け手を位置付けるとともに、複数の経営体が受け手となる場合は優先順位を定めるなどにより、調整することが望ましいと考えていますが、困難な場合には「今後検討」と整理しその時点での情報を補記することも可能です。なお、権利設定の必要が生じたときには、促進計画の作成を先行して行い、事後的に実情に即して地域計画の変更を行うことも可能です。</p>
27	目標地図	目標地図について、どこまで情報を入れ込んだら良いか。	農業委員会サポートシステムの農地情報とeMAFF地図が連動します。意向調査については、農業委員が使用するタブレットの質問項目を参考としてください。

		質 問	回 答
28	目標地図	目標地図は市全域作らなければならないか。農業振興地域農業上の利用が行われる農用地等（農用地区域）に絞って作成は可能か。市内には沢地が多くあり、その部分も地図に示すことが必須となるのか。	市街化区域を除いた区域が対象です。（地域計画策定マニュアルP 2、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の1）
29	目標地図	基盤法基本要綱の4（地域計画の変更）に、「地域計画の達成に支障を及ぼさないと認められるときに限り農用地区域からの除外や農用地転用許可を行うことができる」とありますが、計画策定中に、農用地区域からの除外を予定している（見込みのある）農地が地域計画内にある場合、目標地図の素案から当該農地を除外して問題ないでしょうか。	地域計画の区域は、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を基本として設定していただきたいが、農用地区域からの除外を予定している農地がある場合には、地域での話し合いを踏まえて地域計画の区域から除外することは差し支えありません。
30	目標地図	目標地図を一筆毎に作成した場合、変更が生じた都度作業をしなければならないのか。	目標地図は、活用していくために策定するものです。更新作業を効率化するためにeMAFF地図を活用が望ましいです。更新作業は変更の都度でなくても定期的（例えば年1回）に行えば良いです。
31	目標地図	目標地図作成の負担が大きく、地図を作ることが目的となってしまうのではないのか。	目標地図については作ることが目的ではなく、地域の話合いを行う際の基本となるものです。策定後も目標地図をもとに集積・集約、農地の効率的な農地の活用、担い手育成につなげていきます。
32	目標地図	担い手が少なく、10年後の受け手が見つからない場合は、目標地図はどのようにしたらよいか。	地域で多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等を活用した保全等も検討し、該当しない場合は、策定時に受け手をあてはめないことも可能です。更新時に再度検討してください。
33	目標地図	農地整備事業を実施している地区では、10年後、農地の形状が変わるため、現状地図から目標地図の作成ができない。どのようにしたら良いか。	農地整備事業で作成した整備後の地図が地域の合意のもと作成されている場合は、それが目標地図となります。現時点で、eMAFF地図に土地改良区の地図データを取り込むことはできませんので、目標地図作成の際は、そのエリアの地図を「別添」とするなどしてください。なお、有償ではありますが、圃場整備完了後に、農地地図データ（ポリゴン）を更新することで、最新の農地地図を利用することができます。
34	目標地図	既に地域の農地の大部分を担い手が引き受けている地域では、どのように目標地図を作成すればよいのですか。	既に、担い手による農地の集積・集約化が十分に実現しており、協議の結果、将来的にも現状の姿と変わらない地域においては、現状の農地利用の姿を目標地図とすることは可能です。
35	目標地図	目標地図の範囲は、地域計画と同一の範囲で作成しなければならないか。	基本、同一範囲です。
36	タブレット	タブレットの利用が委員の負担となり、実際にタブレットは「いらない」や「紙の地図でよい」といった声があがっている。eMAFF地図は必須か？	目標地図については、農業委員会サポートシステムでの作成が望ましいですが、必須ではありません。策定時の目標地図は紙でも構いませんが、更新作業の労力が大きくなると思われるので、更新の機会を捉えて、農業委員会サポートシステムへの移行を検討してください。
37	タブレット	タブレットへ入力する農地情報について、膨大な筆数を一筆ごとに入力するのは困難。エクセルに入力した情報を一括インポートして反映されるような形だとよいと考える。	タブレットによる現地確認アプリの利用では、複数筆を同時に選択して入力することが可能です。ワンデスクシステムと連携した農業委員会サポートシステムでは、CSVによる一括取込補正などにより、作業負担の軽減が可能です。

